

東南アジア史学会会報

2000年5月

第72号

目次

| | |
|--------------------------|-----------|
| 新会長挨拶 | 鈴木 恒之 (1) |
| 1999年度秋季大会会員総会摘録 | (2) |
| 第17期第4回委員会摘録 | (4) |
| 会長候補者選考委員の選挙結果について | (7) |
| 会計委員からの報告 | (8) |
| 第18期委員関東・中部地区会合摘録 | (8) |

第62回研究大会報告

自由研究発表要旨

| | |
|---|------------|
| 隣組・字常会の歴史的展開—ジャカルタにおける1966年のR T・RW法制化を中心に | 小林 和夫 (10) |
| カンボジア内戦中におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の協力と対立—1970～1975年 | 野口 博史 (11) |
| シンガポールにおける女性と政治：ナショナリズム、国家建設、ジェンダー田村 慶子 (12) | |
| 明命期中部ベトナムにおける村落流散と附耕—ゲアン省地簿の検討から | 中澤 正樹 (12) |
| 19世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼一汽船ルートの形成における地域的差異について | 国谷 徹 (13) |
| ビルマの成文法マヌヂエ・ダマタッにみるバドン王の政治哲学—1782年写本における「追加規定」挿入の意図 | 奥平 龍二 (14) |

シンポジウム報告要旨—「センサス」を「読む」：植民地国家と統治の文法

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 趣旨説明 | 小泉 順子 (15) |
| 近代統治制度の導入と妥協—19世紀前半のオランダの西ジャワ支配 | 大橋 厚子 (16) |
| 王朝政府の人口調査と植民地政府の国勢調査—ビルマの事例から | 伊東 利勝 (17) |
| フィリピン『1903年センサス』—アメリカ統治におけるその意味 | 永野 善子 (18) |

資料・研究短報

| | |
|-------------------------------------|------------|
| フランスに存在する仏領期ベトナムにおける種痘関連資料の紹介 | 青山 志保 (19) |
|-------------------------------------|------------|

| | |
|--------------------|------|
| 地区例会・研究会活動報告 | (21) |
| 新入会員・住所変更など | (24) |
| 事務局から | (30) |

東南アジア史学会会報

2000年5月

第72号

目次

| | |
|--------------------------|-----------|
| 新会長挨拶 | 鈴木 恒之 (1) |
| 1999年度秋季大会会員総会摘録 | (2) |
| 第17期第4回委員会摘録 | (4) |
| 会長候補者選考委員の選挙結果について | (7) |
| 会計委員からの報告 | (8) |
| 第18期委員関東・中部地区会合摘録 | (8) |

第62回研究大会報告

自由研究発表要旨

| | |
|---|------------|
| 隣組・字常会の歴史的展開—ジャカルタにおける1966年のR T・RW法制化を中心に | 小林 和夫 (10) |
| カンボジア内戦中におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の協力と対立—1970～1975年 | 野口 博史 (11) |
| シンガポールにおける女性と政治：ナショナリズム、国家建設、ジェンダー田村 慶子 (12) | |
| 明命期中部ベトナムにおける村落流散と附耕—ゲアン省地簿の検討から | 中澤 正樹 (12) |
| 19世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼一汽船ルートの形成における地域的差異について | 国谷 徹 (13) |
| ビルマの成文法マヌヂエ・ダマタッにみるバドン王の政治哲学—1782年写本における「追加規定」挿入の意図 | 奥平 龍二 (14) |

シンポジウム報告要旨—「センサス」を「読む」：植民地国家と統治の文法

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 趣旨説明 | 小泉 順子 (15) |
| 近代統治制度の導入と妥協—19世紀前半のオランダの西ジャワ支配 | 大橋 厚子 (16) |
| 王朝政府の人口調査と植民地政府の国勢調査—ビルマの事例から | 伊東 利勝 (17) |
| フィリピン『1903年センサス』—アメリカ統治におけるその意味 | 永野 善子 (18) |

資料・研究短報

| | |
|-------------------------------------|------------|
| フランスに存在する仏領期ベトナムにおける種痘関連資料の紹介 | 青山 志保 (19) |
|-------------------------------------|------------|

| | |
|--------------------|------|
| 地区例会・研究会活動報告 | (21) |
| 新入会員・住所変更など | (24) |
| 事務局から | (30) |

新会長挨拶

ご挨拶

鈴木恒之

すぐる第62回研究大会において、会員の皆様のご推举をいただき、第18期会長を2年間、務めさせていただくことになりました。その任の重さに比し、力不足は否めませんが、学会の発展のため最大限の努力をするつもりでおります。会員の皆様のご指導とご協力とをお願いいたします。

前期の池端会長は、「手間ひまかけた」学会運営、学会活動の情報化と国際化の推進、女性委員の増員・活用、という3つの方針を示されました。それらはいずれも着実に実行され、学会活動を大いに活性化させました。本期の課題は、この流れを断ち切ることなく、さらに大きくすることにあると考えております。

年2回の研究大会はすっかり定着し、会員相互の研鑽の機会として大いに貢献していると思われます。ただ、最近は自由研究の発表者が余りにも若手に偏りすぎているとの声が聞こえて参ります。この研究大会が、発表機会に恵まれない発展途上の研究者にできるだけその場を提供しようとしてきたことは確かです。しかし、このところいわゆる中堅、大家からの発表申し込みがきわめて少ないことも否めません。もう少し、中堅、大家の会員からの積極的な申し込みを期待いたします。また、例会をもたれている各地区委員の方々には、大会にふさわしい発表者の推薦をお願いいたします。これらの上に、大会における自由研究発表部門のなおいつそうの充実を図りたいと考えます。

情報化の点では、学会のホームページが正式に開設され、情報化委員の努力で情報量・内容も充実し、外部からのアクセスも増えております。また、SEAMLを利用した会員相互の情報交換も活発になりました。残る課題は、池端前会長が退任の弁で述べられたとおり、学会活動の国際化にあります。今日では、我が国の研究者が東南アジアの各地や、他の諸国に留学あるいは調査などに赴くことが当たり前のようにになってきました。また、国際学会への参加、研究協力などを通して、海外の研究者との交流も進んできました。つまり、個々の研究者あるいは研究機関レベルでの国際化は着実に進んでいると言えます。しかし、この種の活動を本学会が主体となって推進するには、学会運営が全く各委員の奉仕によってなされている現状では、無理があります。先ずは、会員諸氏の国際的活動がより容易になされるよう、これに関わる情報の提供を充実させることから出発したいと考えております。皆様からの積極的な情報提供、さらに御助言を期待しております。

なお、本期の委員を次の方々に委嘱しました。併せてご報告申し上げます。

第18期委員(敬称略、任期は2001年12月31日まで)

| | |
|--------|--------------------|
| 総務 | 奈良修一、舛谷銳 |
| 会計 | 高田洋子、北川香子 |
| 編集顧問 | 池端雪浦 |
| 編集 | 弘末雅士、嶋尾稔、飯島明子、桃木至朗 |
| 大会 | 伊東利勝、小泉順子、中野聰、古田元夫 |
| 涉外学術顧問 | 石井米雄 |
| 涉外学術 | 玉田芳史 |
| 情報化 | 青山亨、林謙一郎 |

| | |
|---------|-------------|
| 会計監査 | 白石 昌也 |
| 北海道東北地区 | 宮本 謙介 |
| 関東地区 | 川島 緑、岩井 美佐紀 |
| 中部地区 | 馬場 雄司、宮沢 千尋 |
| 関西地区 | 早瀬 晋三、岡本 弘道 |
| 中国四国地区 | 植村 泰夫 |
| 九州沖縄地区 | 利光 正文 |

1999年度秋季大会会員総会摘録

1999年度秋季会員総会は、12月5日、愛知大学において飯島明子会員を議長に行なわれた。以下はその摘録である。総会の最後に新会長の選出が行なわれ、鈴木恒之会員が第18期会長に就任することが承認された。

1 会長あいさつ

第17期委員会は、間もなく2年間の任期を終えようとしている。今期は、女性委員の起用、手間ひまかけた学会運営、情報化を目標にかけ、大部分を実行できたと考える。次期の課題として、学会の国際化を進めてほしい。

2 報告事項

①根本総務委員

- ・会報71号を発行した。会報所載の「1999年度春季会員総会摘録」「第17期第3回委員会摘録」を議事録とする。

- ・12月3日現在の会員数は、557人である。

- ・会員名簿を発行した。異動については会報に隨時掲載する。

- ・本学会が第18期日本学術会議学術研究団体に登録された。関連研究委員会の指定については、これまでの方針に従い「東洋学」を1位、「歴史学」を2位とした。今後は、会員候補者と推薦人(予備者を含む)の届け出を行なう。学会の申し合わせ事項より、会員候補者を池端雪浦現会長、推薦人を第18期会長、推薦人予備者を後藤乾一前会長として、届け出る。

- ・東南アジア史学会会員メーリングリスト(SEAML)への参加を、今回から大会出欠はがきを利用して、会員に呼びかけた。

②高田会計委員

- ・1999年度会計中間報告(会計・基金)を配布資料にもとづいて説明。

③弘末編集委員

- ・会誌29号を編集中である。これまで論文・研究ノート9本、書評論文1本、書評2本の投稿があった。なお、ページ数の制約から掲載可となった原稿でも掲載できない可能性がある。その場合には、30号で優先的に掲載してもらうなどの配慮を次期編集委員会へ申し送る予定である。

④吉田大会委員

- ・今大会の自由研究発表には5名の応募があり全員採用した。これに大会委員から依頼した1名を加えた計6名に報告をお願いした。

- ・シンポジウムは、小泉編集委員に趣旨説明をお願いした。9月23日にプレシンポを開催した。

⑤青山情報化委員

- ・学会ホームページ関係:「入会案内」のページに、プリントアウト可能な入会申込書を掲載し

| | |
|---------|-------------|
| 会計監査 | 白石 昌也 |
| 北海道東北地区 | 宮本 謙介 |
| 関東地区 | 川島 緑、岩井 美佐紀 |
| 中部地区 | 馬場 雄司、宮沢 千尋 |
| 関西地区 | 早瀬 晋三、岡本 弘道 |
| 中国四国地区 | 植村 泰夫 |
| 九州沖縄地区 | 利光 正文 |

1999年度秋季大会会員総会摘録

1999年度秋季会員総会は、12月5日、愛知大学において飯島明子会員を議長に行なわれた。以下はその摘録である。総会の最後に新会長の選出が行なわれ、鈴木恒之会員が第18期会長に就任することが承認された。

1 会長あいさつ

第17期委員会は、間もなく2年間の任期を終えようとしている。今期は、女性委員の起用、手間ひまかけた学会運営、情報化を目標にかけ、大部分を実行できたと考える。次期の課題として、学会の国際化を進めてほしい。

2 報告事項

①根本総務委員

- ・会報71号を発行した。会報所載の「1999年度春季会員総会摘録」「第17期第3回委員会摘録」を議事録とする。

- ・12月3日現在の会員数は、557人である。

- ・会員名簿を発行した。異動については会報に隨時掲載する。

- ・本学会が第18期日本学術会議学術研究団体に登録された。関連研究委員会の指定については、これまでの方針に従い「東洋学」を1位、「歴史学」を2位とした。今後は、会員候補者と推薦人(予備者を含む)の届け出を行なう。学会の申し合わせ事項より、会員候補者を池端雪浦現会長、推薦人を第18期会長、推薦人予備者を後藤乾一前会長として、届け出る。

- ・東南アジア史学会会員メーリングリスト(SEAML)への参加を、今回から大会出欠はがきを利用して、会員に呼びかけた。

②高田会計委員

- ・1999年度会計中間報告(会計・基金)を配布資料にもとづいて説明。

③弘末編集委員

- ・会誌29号を編集中である。これまで論文・研究ノート9本、書評論文1本、書評2本の投稿があった。なお、ページ数の制約から掲載可となった原稿でも掲載できない可能性がある。その場合には、30号で優先的に掲載してもらうなどの配慮を次期編集委員会へ申し送る予定である。

④吉田大会委員

- ・今大会の自由研究発表には5名の応募があり全員採用した。これに大会委員から依頼した1名を加えた計6名に報告をお願いした。

- ・シンポジウムは、小泉編集委員に趣旨説明をお願いした。9月23日にプレシンポを開催した。

⑤青山情報化委員

- ・学会ホームページ関係:「入会案内」のページに、プリントアウト可能な入会申込書を掲載し

た。会員勧誘に活用してほしい。「会報」のページでは、バックナンバー(欠号を除く)が学術情報センター図書館サービス(NACSIS-ELS)を通じて、12月中には閲覧可能になる。ただし、個人情報と広告は削除されている。最新号は随時追加していく。「文献目録」に関しては、会誌14号から27号までの分を電子入力済みである。今後はこれらをチェックする作業が残っている。なお、13号以前と28号については今年度の科研費(申請中)で行なう予定である。また「会員名簿」の電子化を予定している。技術的には可能であるが、個人情報保護の問題があるため、次期委員会での検討に委ねたい。

・学会メーリングリスト関係：事務局移転に伴い、現在の東京外国語大学AA研にかわるサーバーを探していた。立教大学を候補として調整する。

⑥池端会長(石井学術情報委員の代理)

・京都大学東南アジア研究センターで、外国人客員研究員6名のうち4名を公募する。詳細は加藤委員に照会してほしい。

⑦各地区委員

・例会、研究会などの活動状況について報告。

⑧その他(根本総務委員)

・学会メーリングリストを充実させるため、大会出欠はがきや入会申込書を利用して、会員、新入会員への周知をはかった。今後は、修論・博論の紹介、会報掲載の「資料・研究短報」の掲載を予定している。

・地区例会活動充実化にむけての予算措置について。地区をこえた交流やミニシンポ開催のために、学会会計から予算補助をしてはどうかという提案があった。今期委員会では、サポートに賛成する意見が多数をしめた。実施方法については、次期委員会での検討課題とする。

3 審議事項

①次回大会について(古田大会委員)

・第63回研究大会は、弘末雅士会員を大会受け入れ委員長として、2000年6月3、4日、立教大学において開催予定である。

・シンポジウムのテーマについては、過去3回のテーマ(国民国家の歴史的検討)に関連する内容、あるいは東南アジア通史に関する内容などの意見が今期の大会委員から出ている。しかし、委員交替のため次期委員会であらためて検討してほしい。→承認された。

②研究助成金規定の改正について(高田会計委員)

・改正内容については前回の会員総会で承認済みであるので、規定の文言を以下のように改めたうえで、1999年6月7日にさかのぼって施行したい。

・「研究助成基金規定」第2条「前条第1項の目的を達成するための事業に要する資金は、基金から生ずる果実をもって充てる。」を「前条第1項の目的を達成するための事業に要する資金は、基金および基金から生ずる果実をもって充てる。」に、第2条2項「寄付金は、1口1万円とし、随時受け入れることとする。」を「寄付金は、随時受け入れることとする。」に、第3条(1)「助成対象は、学会員である定職を持たない若手研究者とする。」を「助成対象は、学会員である定職を持たない若手研究者(日本学術振興会特別研究員PD、DCを除く)とする。」にそれぞれ改める。また、第3条に(3)として「助成する交通費は原則として国内のみとする。支給額は鉄道運賃および特急料金、もしくは航空運賃の最も合理的な経路で最低の料金とし、会計委員の査定を経るものとする。」を追加する。

→承認された。

③会長候補者選考委員の選挙結果について(鈴木選挙管理委員長)

第18期会長候補を選考する、会長候補者選考委員7名の選挙を実施した。1999年9月17日に選挙管理委員会(委員長鈴木恒之、根本敬、栗原浩英、嶋尾稔、高橋昭雄)が発足、10月8日、426名の有権者会員に投票を封書にて依頼し、11月5日、開票を行なった。

しかし、返信開封前に選挙権をもたない海外在住者11名にも投票依頼を行なったミスに気付き、協議の結果海外在住者からの返信は無効とすることを決定した。そのため、返信総数123通、うち海外在住者からの1通を除外し、122通を有効とした。

開票の結果、上位7名の各人にに対し、1999年12月5日正午までに委員会を開き、次期会長候補者を選考するよう連絡した。ただし加藤剛氏は、海外出張中つき委員会に出席が不可能なため、委員を辞退したい旨申し出られた。そのため、次点の1名を繰り上げ、最終的に、池端雪浦、石井米雄、倉沢愛子、桜井由躬雄、鈴木恒之、古田元夫、桃木至朗(50音順、敬称略)の7氏を、会長候補者選考委員として確定した。

④会長候補者選考委員会の審議結果について(池端会長。石井「会長候補者選考委員会」議長の代理)

・12月4日午前10時より愛知大学において、石井米雄委員を議長として、会長候補者選考委員会が開催された。慎重な審議の結果、全会一致で鈴木恒之氏を次期会長として推举したい。→承認された。

第17期第4回委員会摘録

第17期第4回委員会は、1999年12月4、5日の両日、愛知大学において行なわれた。以下はその摘要である。

出席者:青山亭・池端雪浦・伊東利勝・岩城高広・植村泰夫・加藤久美子・菊池陽子・倉沢愛子・小泉順子・小林寧子・斎藤照子・清水政明・鈴木恒之・高田洋子・西井涼子・根本敬・林謙一郎・弘末雅士・古田元夫・桃木至朗・八尾隆生

4日のみ出席:石井米雄

5日のみ出席:田村慶子・坪井善明

欠席:足立明・岩井美佐紀・加藤剛・山本達郎

1 会長あいさつ

・委員の交代について。澤田総務委員が長期海外出張のため辞任した。後任を西井涼子会員に委嘱した。

2 報告事項

①根本総務委員

・会報71号を発行した。会報所載の「1999年度春季会員総会摘録」「第17期第3回委員会摘録」を議事録とする。

・12月3日現在の会員数は、557人である。長岡新治郎会員、山内正博会員が逝去された。

・会員名簿を発行した。99年8月20日現在の情報を掲載しているが、訂正、異動にかんしては暫定版を今大会当日に、それ以降のものについては会報に隨時掲載する。なお、名簿は大会会場で、1部1000円で発行する。

・本学会が第18期日本学術会議学術研究団体に登録された。関連研究委員会の指定については、これまでの方針に従い「東洋学」を1位、「歴史学」を2位とした。今後は、2月15日までに会員候

補者、2月21日までに推薦人(予備者を含む)の届け出を行なう予定である。学会の申し合わせ事項より、会員候補者を池端雪浦現会長、推薦人を第18期会長、推薦人予備者を後藤乾一前会長とする。

・会長候補者選考委員会委員の選挙を実施した。詳細は鈴木選挙管理委員長より報告がある。

・東南アジア史学会会員メーリングリスト(SEAML)への参加を、今回から大会出欠はがきを利用して、会員に呼びかけた。

②高田会計委員

・1999年度会計中間報告(会計・基金)を配布資料にもとづいて説明。

③弘末編集委員

・会誌29号を編集中である。これまで論文・研究ノート9本、書評論文1本、書評2本の投稿があった。

④古田大会委員

・今大会の自由研究発表には5名の応募があり全員採用した。これに大会委員から依頼した1名を加えた計6名に報告をお願いした。

・今大会のシンポジウムについて。小泉編集委員に趣旨説明を、また学会外から斎藤修氏にコメンテーターをお願いした。

⑤青山情報化委員

・学会ホームページに「入会案内」のページを加えた。プリントアウトすれば、そのまま入会申込書として使用できる。会員勧誘に活用してほしい。

・学術情報センター図書館サービス(NACSIS-ELS)利用による会報のホームページ掲載について。12月中には、インターネット上で欠号を除くバックナンバーが閲覧可能になる。ただし、個人情報と広告は削除されている。最新号は随時追加していく。

・データベース科研について。会誌14号から27号掲載の「東南アジア関係文献目録」の電子入力作業が完了した。入力段階のミス、原データとの照合などのチェック作業がのこっている。なお、13号以前と28号については今年度の科研費(申請中)で行なう予定である。

・「会員名簿」の電子化について。学会メーリングリストを活用して、訂正、異動の情報を配信したい。→技術的には可能であるが、個人情報保護の問題があるため、次期委員会での検討に委ねることとした。

⑥石井学術情報委員

・京都大学東南アジア研究センターで、外国人客員研究員6名のうち4名を公募する。詳細は加藤委員に照会してほしい。

⑦各地区委員

・例会、研究会などの活動状況について報告。

⑧会長候補者選考委員の選挙結果について(鈴木選挙管理委員長)

第18期会長候補を選考する、会長候補者選考委員7名の選挙を実施した。1999年9月17日に選挙管理委員会(委員長鈴木恒之、根本敬、栗原浩英、嶋尾稔、高橋昭雄)が発足、10月8日、426名の有権者会員に投票を封書にて依頼し、11月5日、開票を行なった。

しかし、返信開封前に選挙権をもたない海外在住者11名にも投票依頼を行なったミスに気付き、協議の結果海外在住者からの返信は無効とすることを決定した。そのため、返信総数123通、うち海外在住者からの1通を除外し、122通を有効とした。

開票の結果、上位7名の各人に對し、1999年12月5日正午までに委員会を開き、次期会長候補

者を選考するよう連絡した。ただし加藤剛氏は、海外出張中つき委員会に出席が不可能なため、委員を辞退したい旨申し出られた。そのため、次点の1名を繰り上げ、最終的に、池端雪浦、石井米雄、倉沢愛子、桜井由躬雄、鈴木恒之、古田元夫、桃木至朗(50音順、敬称略)の7氏を、会長候補者選考委員として確定した。

⑨会長候補者選考委員会の審議結果について(石井「会長候補者選考委員会」議長)

・12月4日午前10時より愛知大学において、石井米雄委員を議長として、会長候補者選考委員会が開催された。慎重な審議の結果、全会一致で鈴木恒之氏を次期会長として推举した。なお、会長候補者選考委員選挙について、投票方式がわかりにくい、投票率が低いなどの問題点が指摘され、選出方法を周知させるべきとの意見がだされた。

現状では会員の直接選挙による会長選出は困難であり、現行方式で実施するのが適当であることが確認された。他方、会報や次回選挙時に投票率低下、投票方式について会員に周知すること、また、在外会員の投票権の問題(学会規約の改正が必要)については、次期委員会に申し送ることとした。

3 審議事項

①次回大会のシンポジウムについて(古田大会委員)

・過去3回のテーマ(国民国家の歴史的検討)に関連する内容、あるいは東南アジア通史に関する内容などの意見が今期の大会委員から出ている。しかし、委員交替のため次期委員会であらためて検討してほしい。→承認された。

②次々回大会について(池端会長)

・私学で開催する場合、2000年4月以前に会場を決定する必要がある。関西方面で開催する方向で検討してはどうか。→次期委員会に申し送ることとなった。

③研究助成金規定改正について(高田会計委員)

・改正内容については前回の会員総会で承認済みであるので、規定の文言を以下のように改めたうえで、1999年6月7日にさかのぼって施行したい。

・「研究助成基金規定」第2条「前条第1項の目的を達成するための事業に要する資金は、基金から生ずる果実をもって充てる。」を「前条第1項の目的を達成するための事業に要する資金は、基金および基金から生ずる果実をもって充てる。」に、第2条2項「寄付金は、1口1万円とし、随時受け入れることとする。」を「寄付金は、随時受け入れることとする。」に、第3条(1)「助成対象は、学会員である定職を持たない若手研究者とする。」を「助成対象は、学会員である定職を持たない若手研究者(日本学術振興会特別研究員PD、DCを除く)とする。」にそれぞれ改める。また、第3条に(3)として「助成する交通費は原則として国内のみとする。支給額は鉄道運賃および特急料金、もしくは航空運賃の最も合理的な経路で最低の料金とし、会計委員の査定を経るものとする。」を追加する。

→承認された。

④非会員をシンポジウムに招く場合の交通費支給について(根本総務委員)

・シンポジウムのコメンテーターを学会外から招く場合、基金ではなく学会会計から交通費、宿泊費を支出することを、次回大会以降について申し合わせておく必要がある。

→コメンテーターの起用にあたっては、会員か非会員かについて大会委員は配慮すること、また、有益なコメントを得るために学会外からコメンテーターを招く場合には、交通費と1泊分の宿泊費を学会会計から支出することを委員会申し合わせ事項とした。大会委員は、コメンテーターの起用に関し、あらかじめ総務、会計と連絡をとっておくことが確認された。

⑤学会メーリングリスト(SEAML)次期サーバー引き受けについて(青山情報化委員)

・事務局移転に伴い、現在の東京外国語大学AA研にかわるサーバーを探していた。立教大学を候補として調整する。→承認された。

⑥加藤剛委員からの諸提案(加藤委員欠席につき根本委員が提案・報告)

・SEAMLの充実化について(会員への参加呼びかけ、非会員の参加を認めはどうか、他学会・研究会の情報を配信はどうか、など)→事務局では、大会出欠はがきや入会申込書を利用して、会員、新入会員への周知をはかった。修論・博論の紹介、会報掲載の「資料・研究短報」も配信可能である。事務局が呼びかけて情報提供者をつのり、送られた情報を整理する必要がある。一方、非会員の参加は、個人情報保護の問題があるために難しい。現状では参加希望者に会員になってもらうよう働きかけてほしい。

・地区例会活動の充実化(地区をこえた交流や地区レベルでのミニ・シンポ実現のため、学会会計から年間10万円ほどの予算をつける)→委員会としては支出に賛成する意見が多数を占めた。しかし、支出条件や実施方法をさらに検討する必要があるため、次期委員会での検討事項として申し送ることとした。

・会員名簿をもとにした学会員の集合的な特徴(性別、専攻分野、研究対象地域など)把握をおこなってはどうか。→精密な調査票を作成すること、また回収率を上げるために策を講じなければならないため、直ちに実施するのは難しい。これも次期委員会に申し送ることになった。

以上の点に関し、今期委員会で結論を得られなかつた問題については、次期委員会に申し送ることとした。

⑦その他(弘末編集委員)

・会誌文献目録の項目に「東ティモール」を加えたい。なお、インドネシアと東ティモールとの関係を扱った文献は「一般」に入れられる。→承認された。

会長候補者選考委員の選挙結果について

池端雪浦第17期会長の任期満了に伴い、次期(第18期)会長候補を選考する会長候補者選考委員7名の選挙を実施した。本会役員選出規則にのっとり、1999年9月17日、会長の指名により選挙管理委員会(委員長鈴木恒之、根本敬、栗原浩英、嶋尾稔、高橋昭雄)を発足させ、同10月8日、426名の有権者会員に投票を封書にて依頼し(4名連記、同10月31日締切り)、同11月5日、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所小会議室にて、選挙管理委員全5名の立会のもと開票を行った。

しかし、返信開封前に、本会役員選出規則第3条第3項により選挙権をもたない海外在住者11名にも投票依頼を行なったミスに気付き、協議の結果海外在住者からの返信は無効とすることを決定した。そのため、返信総数123通、うち海外在住者からの1通を除外し、122通を有効とした。投票総数(延べ投票数)は485、白票3であった。

開票の結果に基づき、上位7名の各人にに対し、1999年12月5日正午までに委員会を開き、次期会長候補者を選考するよう、11月5日、電話、ファックス等にて連絡した。各氏からはすぐに承諾の返事が得られたが、既に海外(インドネシア)出張中であった加藤剛氏のみは、出張期間が10月13日から12月10日までであり、委員会に出席が不可能なことをもって、委員を辞退したい旨申し出られた。そのため、これまで7名の委員で会長候補者が選考されてきた前例に基づき、次点

の1名を繰り上げ、最終的に、池端雪浦、石井米雄、倉沢愛子、桜井由躬雄、鈴木恒之、古田元夫、桃木至朗(50音順、敬称略)の7氏を、会長候補者選考委員として確定した。

1999年12月5日 選挙管理委員長 鈴木恒之

会計委員からの報告

高田洋子、菊池陽子(第17期会計委員)

第62回研究大会総会(1999.12.5:愛知大学)において、研究助成基金の規約改定が承認されました。

東南アジア史学会研究助成基金規定

第2条 前条第1項の目的を達成するための事業に要する資金は、基金および基金から生ずる果実をもって充てる。(下線箇所を追加)

附則 この規定は、1991年6月2日から施行する。

附則 1999年6月7日改訂。(下線箇所を追加)

東南アジア史学会研究助成基金に関する内規

第2条 (2) 寄付金は、1口1万円とし、隨時受け入れることとする。(下線箇所の削除)

第3条 (1) 助成対象は、学会員である定職を持たない若手研究者(日本学術振興会特別研究員PD、DCを除く)とする。(下線箇所の追加)

第3条 (3) 助成する交通費は原則として国内のみとする。支給額は鉄道運賃および特急料金、もしくは航空運賃の最も合理的経路で最低の料金とし、会計委員の査定を経るものとする。
(第3条(3)の追加)

附則 (制定)この内規は、1991年6月2日から施行する。

附則 1999年6月7日改定。(下線箇所の追加)

第18期委員 関東・中部地区会合摘録

2000年1月22日(土)13:00-14:30

場所:上智大学10号館323号室

出席者:鈴木恒之、北川香子、石井米雄、伊東利勝、川島緑、嶋尾稔、古田元夫、岩井美佐紀、小泉順子、池端雪浦、高田洋子、奈良修一、舛谷銳

1.今期委員一覧

2.引継の確認

会計、編集、大会

1)今期事務局所在地: 東京女子大学

2)連絡方法

委員会用メーリングリストを利用する

3 次回大会について

1)会場について

次回(立教大)と次々回(広島大)の会場候補について

2)シンポジウムテーマについて

(1)通史

の1名を繰り上げ、最終的に、池端雪浦、石井米雄、倉沢愛子、桜井由躬雄、鈴木恒之、古田元夫、桃木至朗(50音順、敬称略)の7氏を、会長候補者選考委員として確定した。

1999年12月5日 選挙管理委員長 鈴木恒之

会計委員からの報告

高田洋子、菊池陽子(第17期会計委員)

第62回研究大会総会(1999.12.5:愛知大学)において、研究助成基金の規約改定が承認されました。

東南アジア史学会研究助成基金規定

第2条 前条第1項の目的を達成するための事業に要する資金は、基金および基金から生ずる果実をもって充てる。(下線箇所を追加)

附則 この規定は、1991年6月2日から施行する。

附則 1999年6月7日改訂。(下線箇所を追加)

東南アジア史学会研究助成基金に関する内規

第2条 (2) 寄付金は、1口1万円とし、隨時受け入れることとする。(下線箇所の削除)

第3条 (1) 助成対象は、学会員である定職を持たない若手研究者(日本学術振興会特別研究員PD、DCを除く)とする。(下線箇所の追加)

第3条 (3) 助成する交通費は原則として国内のみとする。支給額は鉄道運賃および特急料金、もしくは航空運賃の最も合理的経路で最低の料金とし、会計委員の査定を経るものとする。
(第3条(3)の追加)

附則 (制定)この内規は、1991年6月2日から施行する。

附則 1999年6月7日改定。(下線箇所の追加)

第18期委員 関東・中部地区会合摘録

2000年1月22日(土)13:00-14:30

場所:上智大学10号館323号室

出席者:鈴木恒之、北川香子、石井米雄、伊東利勝、川島緑、嶋尾稔、古田元夫、岩井美佐紀、小泉順子、池端雪浦、高田洋子、奈良修一、舛谷銳

1.今期委員一覧

2.引継の確認

会計、編集、大会

1)今期事務局所在地: 東京女子大学

2)連絡方法

委員会用メーリングリストを利用する

3 次回大会について

1)会場について

次回(立教大)と次々回(広島大)の会場候補について

2)シンポジウムテーマについて

(1)通史

(2) 地図、センサスのシンポジウムを受けて

(3) 正史の比較

(4) 東南アジアの教育

以上のような案がでたが、人選とともに大会委員に一任した。また、プレシンポを開催する。

3) 発表者について

自由発表の室を高めるために、地区委員にも協力を求む

4 会誌について

文献目録担当者を確認した。

5 会報について

資料短報の執筆者を紹介していただきたい。

博士・修士論文題目情報を収集、掲載したい。

第62回研究大会報告

第62回研究大会は、1999年12月4日(土)・5日(日)に、伊東利勝会員を大会準備委員長として、愛知大学豊橋校舎で開催された。1日目には自由研究発表が行われ、2日目には『『センサス』を『読む』: 植民地国家と統治の文法』をテーマにしたシンポジウムと会員総会が行われた。

プログラム

12月4日(土)

開会の辞 伊東 利勝(大会準備委員長)

自由研究発表

隣組・字常会の歴史的展開—ジャカルタにおける1966年のR T・R W法制化を中心に

..... 小林 和夫(東京都立大学大学院)

カンボジア内戦中におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の協力と対立

—1970～1975年 野口 博史(上智大学)

シンガポールにおける女性と政治: ナショナリズム、国家建設、ジェンダー

..... 田村 慶子(北九州大学)

明命期中部ベトナムにおける村落流散と附耕—ゲアン省地簿の検討から

..... 中澤 正樹(東京大学大学院)

19世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼—汽船ルートの形成における地域的差異について 国谷 徹(東京大学大学院)

ビルマの成文法マヌヂエ・ダマタッにみるバドン王の政治哲学—1782年写本における「追加規定」挿入の意図 奥平 龍二(東京外国語大学)

12月5日(日)

シンポジウム《『センサス』を『読む』: 植民地国家と統治の文法》

趣旨説明 小泉 順子(東京外国語大学)

近代統治制度の導入と妥協—19世紀前半のオランダの西ジャワ支配

..... 大橋 厚子(名古屋大学)

王朝政府の人口調査と植民地政庁の国勢調査—ビルマの事例から

伊東 利勝(愛知大学)

フィリピン『1903年センサス』—アメリカ統治におけるその意味

永野 善子(神奈川大学)

会員総会

コメント1 高田 洋子(敬愛大学)

コメント2 斎藤 修(一橋大学)

総合討論

閉会の辞 会長 池端 雪浦

自由研究発表要旨

隣組・字常会の歴史的展開—ジャカルタにおける1966年のRT・RW法制化を中心の一
小林 和夫(東京都立大学大学院)

本発表では、ジャカルタにおける都市住民組織ルクン・トゥタンガ(Rukun Tetangga、以下RT)及びルクン・ワルガ(Rukun Warga、以下RW)の1966年の法制化を中心に取り上げ、両組織の淵源とされる日本占領期ジャワの隣組・字常会との制度的な連続性について試論することを目的とした。

日本占領期の隣組・字常会は、1944年1月に「隣保整備要綱」によって制定・導入され、主として「防空・防火・防諜・防犯等の郷土防衛」「法令・告示・指示等の敏速な命令伝達」「農産物の増産供出と物資の配給及び消費規制」「軍事援護・軍政奉仕」などの機能を果たしていた。

日本敗戦後、隣組・字常会はインドネシア独立揺籃期には、RT・RK(Rukun Kampung、以下RK)へと改組されるが、ジョグジャカルタでは「経済」「社会」「防犯」「総務」「婦人」「青年」という6班の社会機能がRK内に編成された他、ジャワの各地域で日本占領期の隣組・字常会の諸機能が分化して残存していた史実が確認された。

そして、RT・RKは急激な人口都市化によって肥大化しつつあった都市行政と都市住民との架橋を目的として、法令文書「ジャカルタ首都特別区RT・RW要綱に関するジャカルタ首都特別区州知事決定令第Ib.3/2/14/1966号、以下1966年知事決定令(Surat Keputusan Gubernur Kepala Daerah Chusus Ibu-Kota Jakarta No.Ib.3/2/14/1966 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Chusus Ibu-Kota Jakarta)」によってジャカルタで初めてRT・RWとして法制化される。1966年知事決定令第20条では、RT・RWは「治安秩序」「社会福祉」「開発」「経済」「情報」の5つの機能を果たすことが謳われ、独立揺籃期におけるジャワ各地で見られたRT・RKの諸機能を引き継ぐものであった。

以上、日本占領期ジャワの隣組・字常会、独立揺籃期のRT・RW、そしてジャカルタで初めて法制化されたRT・RWの機能を概観し、検討した結果、制度的且つ機能的な類似性と連続性が本発表によって明らかとなった。また、時代は異なるが、これらの住民組織が機能した背景は、複雑化且つ肥大化する行政職務を補佐する行政の末端機能としての役割と、日常的な生活問題解決のためのコミュニティへの期待であった。

RT・RWは「相互扶助=gotong royong」という公定イデオロギーの下で、スハルト開発体制の与党ゴルカルの集票組織及び末端地方行政の補完的エージェントと変容してきたと言われている。今後の課題として、ジャワ村落におけるデサの自治形態の通史的把握、ジャワ以外のインドネシア諸地域における住民組織の原初形態の考察、日本占領期の隣組・字常会と独立期以

降のRT・RWの範域変化の確認、1983年のRT・RWインドネシア全国法制化とスハルト体制との照応関係の検証などが発表者に求められた。

カンボジア内戦中におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の協力と対立—1970—1975年—

野口 博史

カンボジア内戦の過程と結果はポル・ポト政権成立の直接的原因であるのみならず、第三次インドシナ紛争の遠因でもある。両問題の検討にはカンボジア内戦期におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の関係とその変化を明らかにする事が不可欠である。

現在までに公表されてきた研究では、カンボジア共産党指導者の反ベトナム感情や内部の派閥対立に焦点が当てられてきたが、本発表では近年ベトナムや中国で編纂された文献・統計資料、機密解除された米国公文書や紛争中に捕獲された文書等を用いて、両者の相互依存関係や対立原因を説明したい。これによって両者の対立が、イデオロギー的相違や中ソ対立の波及よりも軍需物資の補給や配分といったより実際的な問題によって発生した事を示しうる。1960年代後半において中国はベトナム労働党は一致してカンボジア共産党の「武装闘争」に反対しつづけた。両者はベトナム解放勢力に対する貴重な物資仲介者であるシハヌーク政府との友好関係をより重視したのである。しかし1970年にシハヌーク追放政変が発生すると、両者はシハヌークとカンボジア共産党の連合を主導し、カンボジア国内における支配地域拡大と民衆の動員を助けた。5年にわたった内戦中に中国とベトナム労働党が援助した軍需物資は7千トンを越える。一方ベトナム解放勢力のメコンデルタに対する物資補給はすべてカンボジアを経由し、また72年まで食料の9割以上をカンボジアで買付けている。こうした相互依存関係にもかかわらず、カンボジア共産党は60年代に中国やベトナムから圧力を受けた事を教訓として71年7月に「独立・主権」路線を確定した。また、ベトナム労働党の援助の大半がカンボジア共産党中央ではなく地方勢力向けであったことからカンボジア共産党はベトナムがカンボジア抵抗勢力を「分割統治」しようとしているのではないか、という疑念を持った。

71年5月に中国は米国との関係改善を控えてベトナム労働先に36億元という空前の援助を与え、労働党は72年における「全インドシナにおける戦略的進攻」を策定した。しかし、この計画においてカンボジア共産党への軍事援助は350トン程度という低い水準に抑えられる一方でカンボジアでの食料買付けは増大した。更にカンボジアに駐屯するベトナム解放勢力主力軍のほとんどが南ベトナムに復帰することによってカンボジアのみで敵味方の勢力比が不利に変化する事が予定された。カンボジア共産党は、恐らくはこうした状況に反発して米の買付けを妨害し、72年後半からはベトナム解放勢力向けの補給を略奪し始めた。カンボジア共産党の反発は、ベトナム労働党や中国がプノンペン政府との和平交渉やシハヌークの国内訪問に圧力をかけたことで深刻なものとなった。

しかし、73年前半カンボジア共産党の短期決戦を目指した「総攻撃・総蜂起」が失敗し、ベトナム労働党も紛争の政治的解決が不可能という認識を強めた結果、両者の相互認識は再び改善に向かった。74年に、中国はカンボジアに対して3千トンを越える大量援助を与え、75年初頭にベトナム・カンボジア両党は協力して攻勢を行なった。

しかしながら、カンボジア共産党は中国やベトナムの利己的な振る舞いに翻弄されたという認識を深め、敵ばかりか味方も信用できないという信条を持つに至り、これが75年以降の対外・国内政策に大きな影響を与えたと考えられる。

降のRT・RWの範域変化の確認、1983年のRT・RWインドネシア全国法制化とスハルト体制との照応関係の検証などが発表者に求められた。

カンボジア内戦中におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の協力と対立—1970—1975年—

野口 博史

カンボジア内戦の過程と結果はポル・ポト政権成立の直接的原因であるのみならず、第三次インドシナ紛争の遠因でもある。両問題の検討にはカンボジア内戦期におけるベトナム労働党とカンボジア共産党の関係とその変化を明らかにする事が不可欠である。

現在までに公表されてきた研究では、カンボジア共産党指導者の反ベトナム感情や内部の派閥対立に焦点が当てられてきたが、本発表では近年ベトナムや中国で編纂された文献・統計資料、機密解除された米国公文書や紛争中に捕獲された文書等を用いて、両者の相互依存関係や対立原因を説明したい。これによって両者の対立が、イデオロギー的相違や中ソ対立の波及よりも軍需物資の補給や配分といったより実際的な問題によって発生した事を示しうる。1960年代後半において中国はベトナム労働党は一致してカンボジア共産党の「武装闘争」に反対しつづけた。両者はベトナム解放勢力に対する貴重な物資仲介者であるシハヌーク政府との友好関係をより重視したのである。しかし1970年にシハヌーク追放政変が発生すると、両者はシハヌークとカンボジア共産党の連合を主導し、カンボジア国内における支配地域拡大と民衆の動員を助けた。5年にわたった内戦中に中国とベトナム労働党が援助した軍需物資は7千トンを越える。一方ベトナム解放勢力のメコンデルタに対する物資補給はすべてカンボジアを経由し、また72年まで食料の9割以上をカンボジアで買付けている。こうした相互依存関係にもかかわらず、カンボジア共産党は60年代に中国やベトナムから圧力を受けた事を教訓として71年7月に「独立・主権」路線を確定した。また、ベトナム労働党の援助の大半がカンボジア共産党中央ではなく地方勢力向けであったことからカンボジア共産党はベトナムがカンボジア抵抗勢力を「分割統治」しようとしているのではないか、という疑念を持った。

71年5月に中国は米国との関係改善を控えてベトナム労働先に36億元という空前の援助を与え、労働党は72年における「全インドシナにおける戦略的進攻」を策定した。しかし、この計画においてカンボジア共産党への軍事援助は350トン程度という低い水準に抑えられる一方でカンボジアでの食料買付けは増大した。更にカンボジアに駐屯するベトナム解放勢力主力軍のほとんどが南ベトナムに復帰することによってカンボジアのみで敵味方の勢力比が不利に変化する事が予定された。カンボジア共産党は、恐らくはこうした状況に反発して米の買付けを妨害し、72年後半からはベトナム解放勢力向けの補給を略奪し始めた。カンボジア共産党の反発は、ベトナム労働党や中国がプノンペン政府との和平交渉やシハヌークの国内訪問に圧力をかけたことで深刻なものとなった。

しかし、73年前半カンボジア共産党の短期決戦を目指した「総攻撃・総蜂起」が失敗し、ベトナム労働党も紛争の政治的解決が不可能という認識を強めた結果、両者の相互認識は再び改善に向かった。74年に、中国はカンボジアに対して3千トンを越える大量援助を与え、75年初頭にベトナム・カンボジア両党は協力して攻勢を行なった。

しかしながら、カンボジア共産党は中国やベトナムの利己的な振る舞いに翻弄されたという認識を深め、敵ばかりか味方も信用できないという信条を持つに至り、これが75年以降の対外・国内政策に大きな影響を与えたと考えられる。

シンガポールにおける女性と政治：ナショナリズム、国家建設、ジェーンダー 田村 慶子

東南アジアにおける女性と政治というテーマは、東南アジアでも日本でもいまだ十分な蓄積がなされているとはいがたい。女性が人口の約半分を占めているにかかわらず、女性の政治的プレゼンスがきわめて小さく、また政治舞台が圧倒的に男性によって支配されているという現実は、女性と政治というテーマをほとんど不間に付してきたといえよう。

本報告は、シンガポールの女性と政治の関わりを、独立運動と国家建設の歩みのなかで検討することで、シンガポールの政治や社会の現状と問題点を描き出すことを課題とする。言いかえれば、シンガポールの独立以後の歩みを、ジュンダーの視点から捉え直す試みである。

1959年、イギリスからの内政自治権委譲とともに総選挙で勝利した人民行動党(PAP)は、党の政策綱領に重婚の禁止や女性の地位向上を謳った。PAPの政党綱領の実現でもある61年の「女性憲章」は、植民地時代からの男女の封建的・従属的関係の変革に大きな意味を持つ画期的なものであった。しかし、65年のマレーシアからの突然の分離・独立以後、女性の政治参加は大きく後退した。PAP政府は、小さな都市国家を生存・繁栄させるために経済発展を優先し、女性政策はこれまでの女性の地位向上や保護という視点を離れて、女性の経済的動員に移行したからである。

だがこ80年代になって「先進国並み」の生活水準を達成すると、再び女性に政治参加を呼びかけるようになった。PAPは84年総選挙には16年ぶりに女性候補者を立て、89年には70年に自然消滅した党の婦人部を復活させた。これは80年代に入ってPAPの支持率が長期低落傾向をみせはじめたこと、そのために国民をPAPの下に糾合しつづけるべく、経済的成功に代わる新たな国民統合の価値として打ち出された「国民共有価値」(①個人よりも社会、社会よりも国家を優先、②社会の基本的な単位は家族、③社会は個人を優先して支援する、④争いよりも合意、⑤人種的・宗教的調和)と「家族の価値」(①愛、ケア、関心、②相互信頼、③親孝行、④コミットメント、⑤コミュニケーション)普及のためである。

儒教的要素の強い「国民共有価値」と「家族の価値」の宣伝・普及の下で、よき妻・母としての女性の役割が強調されるようになった。例えば、68年以来男女共通の選択科目(中等教育課程)であった技術科目が86年からは男子のみの科目となり、女子は家庭科が必修となった。この改訂にあたって政府は「女の子は女の子であり、それゆえ将来の妻として母として労働者として訓練されなければならない」と述べている。このように政府の女性政策は「女性=家庭優先+仕事、男性=仕事」という二分法に基づいたものであり、ゆえに仕事を続ける女性の負担は重い。近年極端に下がっているこの国の女性の出生率、特に高学歴女性の出生率低下は、彼女たちの「静かなる反乱」を表わしているといえるのではないか。だが、復活した、PAP婦人部は「PAPの政策を広く女性たちに知らせることが婦人部の仕事」としているために、このような政府の姿勢に対して異議を唱えることはない。

儒教的国家、儒教的家族のあり方と女性のエンパワーメントは両立しない。女性が政治的意意思決定の場にほとんどいないのは、シンガポール社会の構造的な問題であろう。

明命期中部ヴェトナムにおける村落流散と附耕—ゲアン省地簿の検討から 中澤 正樹

19世紀初頭に北部ヴェトナムの紅河デルタで生じていた行政村落の消失(流散)と他村落の

シンガポールにおける女性と政治：ナショナリズム、国家建設、ジェーンダー 田村慶子

東南アジアにおける女性と政治というテーマは、東南アジアでも日本でもいまだ十分な蓄積がなされているとはいがたい。女性が人口の約半分を占めているにかかわらず、女性の政治的プレゼンスがきわめて小さく、また政治舞台が圧倒的に男性によって支配されているという現実は、女性と政治というテーマをほとんど不間に付してきたといえよう。

本報告は、シンガポールの女性と政治の関わりを、独立運動と国家建設の歩みのなかで検討することで、シンガポールの政治や社会の現状と問題点を描き出すことを課題とする。言いかえれば、シンガポールの独立以後の歩みを、ジュンダーの視点から捉え直す試みである。

1959年、イギリスからの内政自治権委譲とともに総選挙で勝利した人民行動党(PAP)は、党の政策綱領に重婚の禁止や女性の地位向上を謳った。PAPの政党綱領の実現でもある61年の「女性憲章」は、植民地時代からの男女の封建的・従属的関係の変革に大きな意味を持つ画期的なものであった。しかし、65年のマレーシアからの突然の分離・独立以後、女性の政治参加は大きく後退した。PAP政府は、小さな都市国家を生存・繁栄させるために経済発展を優先し、女性政策はこれまでの女性の地位向上や保護という視点を離れて、女性の経済的動員に移行したからである。

だがこ80年代になって「先進国並み」の生活水準を達成すると、再び女性に政治参加を呼びかけるようになった。PAPは84年総選挙には16年ぶりに女性候補者を立て、89年には70年に自然消滅した党の婦人部を復活させた。これは80年代に入ってPAPの支持率が長期低落傾向をみせはじめたこと、そのために国民をPAPの下に糾合しつづけるべく、経済的成功に代わる新たな国民統合の価値として打ち出された「国民共有価値」(①個人よりも社会、社会よりも国家を優先、②社会の基本的な単位は家族、③社会は個人を優先して支援する、④争いよりも合意、⑤人種的・宗教的調和)と「家族の価値」(①愛、ケア、関心、②相互信頼、③親孝行、④コミットメント、⑤コミュニケーション)普及のためである。

儒教的要素の強い「国民共有価値」と「家族の価値」の宣伝・普及の下で、よき妻・母としての女性の役割が強調されるようになった。例えば、68年以来男女共通の選択科目(中等教育課程)であった技術科目が86年からは男子のみの科目となり、女子は家庭科が必修となった。この改訂にあたって政府は「女の子は女の子であり、それゆえ将来の妻として母として労働者として訓練されなければならない」と述べている。このように政府の女性政策は「女性=家庭優先+仕事、男性=仕事」という二分法に基づいたものであり、ゆえに仕事を続ける女性の負担は重い。近年極端に下がっているこの国の女性の出生率、特に高学歴女性の出生率低下は、彼女たちの「静かなる反乱」を表わしているといえるのではないか。だが、復活した、PAP婦人部は「PAPの政策を広く女性たちに知らせることが婦人部の仕事」としているために、このような政府の姿勢に対して異議を唱えることはない。

儒教的国家、儒教的家族のあり方と女性のエンパワーメントは両立しない。女性が政治的意意思決定の場にほとんどいないのは、シンガポール社会の構造的な問題であろう。

明命期中部ヴェトナムにおける村落流散と附耕—ゲアン省地簿の検討から 中澤正樹

19世紀初頭に北部ヴェトナムの紅河デルタで生じていた行政村落の消失(流散)と他村落の

住民による私有地の占有(附耕)に関して、桜井由躬雄氏は、いずれも五月稻の作付がなされた低湿地を中心に発生したとして、原因を18世紀に頻発した農業災害に求めた。

ベトナム中部のゲアン省は北部との歴史的・社会的連続性が指摘され、紅河デルタと同様に行政村落の流散と附耕が発生していたが、明命年間にあたる1830年代に作成されたゲアン省フングエン府の土地台帳(地簿)を分析したところ以下の結果を得た。

・『大南寃録』にも記録されている通り、農業災害の頻発によりこの地域では19世紀に入ってからも大多数の行政村落が大量の田土を放棄しているが、五月稻田を中心に被害が生じたわけではない。

・行政村落の流散は低湿地に集中して発生しているが、流散が記録されている行政村落についてもすべて地簿が作成されており、短期間での再建が可能であった。

・流散した行政村落は周辺の村落と比較して大量の附耕田土を含むわけではなく、流散した行政村落の再建は基本的に人丁の回貫や招致によってなされたと考えられる。

・附耕されている田土と作付時期や収穫量との間の関係は希薄であり、同時に行政村落が放棄した田土の量と無関係に附耕は発生している。

・特定の行政村落が近隣の行政村落に大量の附耕田土を保有する事例も例外的に観察されるが、隣接する行政村落間で附耕田を持ち合うなど、行政村落の境界近辺での耕地の錯雜と解釈すべき事例が一般的である。

以上のように、この地域においては、農業災害に対して脆弱な行政村落で放棄された田土が比較的安定した行政村落の住民によって再開発されることによって附耕が成立したとは考えにくく、附耕発生の原因は村落の流散をもたらした農業災害以外にあったと思われる。

発表者はこの地域の附耕発生のプロセスを次のように推定している。

・この地域では黎朝末期まで私有地は非課税であり、行政村落にとって必ずしもその帰属を確定する必要はなかった。

・18世紀末に私有地への課税と納税の村請化がなされると、行政村落が納税責任を負う範域を明らかにする必要が生じた。しかし、国家は個々の納税責任者を問題としていたわけではなかったため、地片の帰属を確定せずに行政村落間で税額を折半するなどの措置も認められた。

・明命期のこの地域では地片別の納税責任者を把握する努力がなされ、占有者の名を記録した地簿が作成されたが、これに先立って行政村落の領域確定が義務付けられ、村落の領域が固定された、

・その結果、他の行政村落の領域に帰属することになった地片が「附耕」というカテゴリーに入れられた。

このように、ゲアン省で観察される紅河デルタと同様の現象は、紅河デルタとは異なったプロセスで発生したと考えられる。

19世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼－汽船ルートの形成における 地域的差異について一

国谷 徹

オランダ植民地支配下における現地人の海外渡航が、国民国家としてのインドネシアの形成に大きな影響を及ぼしたことは、20世紀初頭における蘭領東インドからオランダへの留学生を扱った研究が明らかにしている。だとすれば、同時期(特に1910-20年代)におけるメッカ巡礼の活発化は、蘭領東インド各地域の現地人にとって、オランダ留学とは別の、もう1つの選択

住民による私有地の占有(附耕)に関して、桜井由躬雄氏は、いずれも五月稻の作付がなされた低湿地を中心に発生したとして、原因を18世紀に頻発した農業災害に求めた。

ベトナム中部のゲアン省は北部との歴史的・社会的連続性が指摘され、紅河デルタと同様に行政村落の流散と附耕が発生していたが、明命年間にあたる1830年代に作成されたゲアン省フングエン府の土地台帳(地簿)を分析したところ以下の結果を得た。

・『大南寃録』にも記録されている通り、農業災害の頻発によりこの地域では19世紀に入ってからも大多数の行政村落が大量の田土を放棄しているが、五月稻田を中心に被害が生じたわけではない。

・行政村落の流散は低湿地に集中して発生しているが、流散が記録されている行政村落についてもすべて地簿が作成されており、短期間での再建が可能であった。

・流散した行政村落は周辺の村落と比較して大量の附耕田土を含むわけではなく、流散した行政村落の再建は基本的に人丁の回貫や招致によってなされたと考えられる。

・附耕されている田土と作付時期や収穫量との間の関係は希薄であり、同時に行政村落が放棄した田土の量と無関係に附耕は発生している。

・特定の行政村落が近隣の行政村落に大量の附耕田土を保有する事例も例外的に観察されるが、隣接する行政村落間で附耕田を持ち合うなど、行政村落の境界近辺での耕地の錯雜と解釈すべき事例が一般的である。

以上のように、この地域においては、農業災害に対して脆弱な行政村落で放棄された田土が比較的安定した行政村落の住民によって再開発されることによって附耕が成立したとは考えにくく、附耕発生の原因は村落の流散をもたらした農業災害以外にあったと思われる。

発表者はこの地域の附耕発生のプロセスを次のように推定している。

・この地域では黎朝末期まで私有地は非課税であり、行政村落にとって必ずしもその帰属を確定する必要はなかった。

・18世紀末に私有地への課税と納税の村請化がなされると、行政村落が納税責任を負う範域を明らかにする必要が生じた。しかし、国家は個々の納税責任者を問題としていたわけではなかったため、地片の帰属を確定せずに行政村落間で税額を折半するなどの措置も認められた。

・明命期のこの地域では地片別の納税責任者を把握する努力がなされ、占有者の名を記録した地簿が作成されたが、これに先立って行政村落の領域確定が義務付けられ、村落の領域が固定された。

・その結果、他の行政村落の領域に帰属することになった地片が「附耕」というカテゴリーに入れられた。

このように、ゲアン省で観察される紅河デルタと同様の現象は、紅河デルタとは異なったプロセスで発生したと考えられる。

19世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼－汽船ルートの形成における 地域的差異について

国谷 徹

オランダ植民地支配下における現地人の海外渡航が、国民国家としてのインドネシアの形成に大きな影響を及ぼしたことは、20世紀初頭における蘭領東インドからオランダへの留学生を扱った研究が明らかにしている。だとすれば、同時期(特に1910-20年代)におけるメッカ巡礼の活発化は、蘭領東インド各地域の現地人にとって、オランダ留学とは別の、もう1つの選択

肢が存在したことを示すものであろう。本報告では巡礼活発化の初期段階にあたる19世紀末に焦点を当て、蘭領東インドからのメッカ巡礼をめぐる状況の変化について、ジャワと西スマトラの2地域を比較しながら、主にオランダの植民地行政史料を用いて分析する。

1870年代初頭、東南アジア島嶼部からのメッカ巡礼者の輸送は、イギリスのアルフレッド・ホルト社系列の汽船会社によってほぼ独占されていた。当時メッカでは、シェイクと呼ばれる人々が巡礼者のガイドや交通、宿泊の手配などを行い、同時に東南アジア各地へエージェントを派遣して巡礼者の勧誘を行っていた。汽船会社とシェイクは、協力とは言えないまでも相互依存的な関係にあった。

1872年のオランダのジェッダ領事館設立は蘭領東インド巡礼者の輸送をめぐる汽船会社間の競争を激化させた。1883年には、オランダの汽船会社2社が、ジェッダ領事の要請を受けて蘭領東インド各地からジェッダへの直行便による巡礼者輸送を開始した。オランダ植民地政府は、これによって巡礼者の出入国管理が容易になることを期待し、現地人首長を通して、同社の汽船の利用促進を図った。この2社による巡礼者輸送は、イギリス汽船会社の場合と異なり、少なくとも往路に関してはシェイクやそのエージェントの仲介なしで行われていた。

間もなく、この2社にイギリスのオーシャン汽船会社を加えた3社は企業連合を形成し、ジャワからの巡礼者輸送をほぼ独占することに成功する。しかし一方、西スマトラをはじめ外領においては、植民地政府の支援にもかかわらず、3社はほとんどシェアを獲得することができなかつた。即ち、ジャワからオランダ汽船で直接ジェッダへ向かうルートと、外領からシンガポールなどを経由しイギリス汽船でジェッダへ向かうルートという2通りのルートが形成された。この2つのルートは少なくとも19世紀末まで存続する。

従来の研究は、19世紀末から20世紀初頭のメッカ巡礼の増加を、それが及ぼした影響力という側面からのみ論じてきたが、この問題をオランダ植民地支配との関係のなかで考える場合には、19世紀末の西スマトラに存在した植民地政府の統制を拒絶する巡礼ルートの存在、そこにおけるシェイクたちの活動に注目するべきである。

ビルマの成文法マヌチエ・ダマタッにみるバドン王の政治哲学—1782年写本における「追加規定」挿入の意図— 奥平 龍二

マヌチエ・ダマタッ (*Manugye Dhammathat*) とは、1752年、コンバウン朝を創始したアラウンパヤー王の命により、パーリ語で書かれたマヌイン・ダマタッ (*Manuyin Dhammathat* マヌ根本法) のビルマ語訳を基に、下臣チュンウン・ブンマゼーヤが1756年、従前の諸々のダマタッや司法判決、同時代の慣習法等を参考にして新たに編纂したビルマ(ミャンマー)の代表的成文法である。マヌチエ・ダマタッは、既に英領化されていた下ビルマのテナセリム地方の植民地司法行政に役立てるため英国人行政官リチャードソン (D. Richardson) によって英訳され、1847年にはビルマ語テキスト付で刊行された。この刊本はのち、1874年、1891年及び1896年にも各々、第2、3及び4版が刊行されたが、翻訳に使用した写本の制作年月日(ビルマ暦)がいずれの刊本にも明記されておらず正確な日付けは不明であるが、別の西洋語文献によりそれが1760年写本であることが判明している。

他方、ヤンゴン国立図書館には、第6代バドン(=ボードーバヤー)王が即位直後の1144B.E(=1782A.D.)に筆写されたマヌチエ・ダマタッ貝葉写本の原本が完全な形で現存している。然るに、上記リチャードソン刊本と右写本の構成を比較した結果、前者が全14章から成るのに対し

肢が存在したことを示すものであろう。本報告では巡礼活発化の初期段階にあたる19世紀末に焦点を当て、蘭領東インドからのメッカ巡礼をめぐる状況の変化について、ジャワと西スマトラの2地域を比較しながら、主にオランダの植民地行政史料を用いて分析する。

1870年代初頭、東南アジア島嶼部からのメッカ巡礼者の輸送は、イギリスのアルフレッド・ホルト社系列の汽船会社によってほぼ独占されていた。当時メッカでは、シェイクと呼ばれる人々が巡礼者のガイドや交通、宿泊の手配などを行い、同時に東南アジア各地へエージェントを派遣して巡礼者の勧誘を行っていた。汽船会社とシェイクは、協力とは言えないまでも相互依存的な関係にあった。

1872年のオランダのジェッダ領事館設立は蘭領東インド巡礼者の輸送をめぐる汽船会社間の競争を激化させた。1883年には、オランダの汽船会社2社が、ジェッダ領事の要請を受けて蘭領東インド各地からジェッダへの直行便による巡礼者輸送を開始した。オランダ植民地政府は、これによって巡礼者の出入国管理が容易になることを期待し、現地人首長を通して、同社の汽船の利用促進を図った。この2社による巡礼者輸送は、イギリス汽船会社の場合と異なり、少なくとも往路に関してはシェイクやそのエージェントの仲介なしで行われていた。

間もなく、この2社にイギリスのオーシャン汽船会社を加えた3社は企業連合を形成し、ジャワからの巡礼者輸送をほぼ独占することに成功する。しかし一方、西スマトラをはじめ外領においては、植民地政府の支援にもかかわらず、3社はほとんどシェアを獲得することができなかつた。即ち、ジャワからオランダ汽船で直接ジェッダへ向かうルートと、外領からシンガポールなどを経由しイギリス汽船でジェッダへ向かうルートという2通りのルートが形成された。この2つのルートは少なくとも19世紀末まで存続する。

従来の研究は、19世紀末から20世紀初頭のメッカ巡礼の増加を、それが及ぼした影響力という側面からのみ論じてきたが、この問題をオランダ植民地支配との関係のなかで考える場合には、19世紀末の西スマトラに存在した植民地政府の統制を拒絶する巡礼ルートの存在、そこにおけるシェイクたちの活動に注目するべきである。

ビルマの成文法マヌチエ・ダマタッにみるバドン王の政治哲学—1782年写本における「追加規定」挿入の意図— 奥平 龍二

マヌチエ・ダマタッ (*Manugye Dhammathat*) とは、1752年、コンバウン朝を創始したアラウンパヤー王の命により、パーリ語で書かれたマヌイン・ダマタッ (*Manuyin Dhammathat* マヌ根本法) のビルマ語訳を基に、下臣チュンウン・ブンマゼーヤが1756年、従前の諸々のダマタッや司法判決、同時代の慣習法等を参考にして新たに編纂したビルマ(ミャンマー)の代表的成文法である。マヌチエ・ダマタッは、既に英領化されていた下ビルマのテナセリム地方の植民地司法行政に役立てるため英国人行政官リチャードソン (D. Richardson) によって英訳され、1847年にはビルマ語テキスト付で刊行された。この刊本はのち、1874年、1891年及び1896年にも各々、第2、3及び4版が刊行されたが、翻訳に使用した写本の制作年月日(ビルマ暦)がいずれの刊本にも明記されておらず正確な日付けは不明であるが、別の西洋語文献によりそれが1760年写本であることが判明している。

他方、ヤンゴン国立図書館には、第6代バドン(=ボードーバヤー)王が即位直後の1144B.E(=1782A.D.)に筆写されたマヌチエ・ダマタッ貝葉写本の原本が完全な形で現存している。然るに、上記リチャードソン刊本と右写本の構成を比較した結果、前者が全14章から成るのに対し

て、後者は16章から成り、また、内容的に後者には、国家組織に関する基本的重要項目(第1章第2部)、30項目に及ぶ新たな慣習法(第3章)、及び第1~15章の要約及び学識者の助言に基づく国王や裁判官の厳正な判決の重要性(第16章)が追加されており、後者が前者の異本であることは明白である。目下のところ、これら2種類以外には完全な形で現存するマヌチエ・ダマタッは見当たらない。

本発表では、上記2種類のマヌチエ・ダマタッのうち、1782年写本がバドン王の即位直後の数カ月内に制作されている事実に注目し、上記「追加規定」が何故挿入されたか、バドン王の意図を考察することが狙いである。特に、第1章第2項の規定は国王が履行すべき諸々の義務、国家や都市繁栄の条件、裁判官や証人の要件、ダマタッの重要性などを包括的に網羅している。また、新たに追加された慣習法の中で、国王を頂点とする司法行政や裁判手続きが具体的に提示され、さらには、「国王の後援を得て、サンガが仏教の布教を図る」等、国王とサンガの関係が明文化されるなど、他のダマタッには見られない重要な事項が取り扱われている。かかる意味において、1782年写本は「上座仏教国家」の構造的特徴をより明確にした斬新的な成文法であり、それ故に、その特徴を究明する上で重要な手掛かりになると考えられる。

また、上記マヌチエ・ダマタッの1782年写本が作成された時代は、アラウンパヤー王によって再興されたビルマ王朝(コンバウン朝)が同王のもと、マニプール軍を撃退し、シャン族を支配下に置き、宿敵モン族を制圧し、第3代スインビューシン王のもと、

アユタヤ王国を壊滅させると同時に4度に亘る清軍のビルマ侵略を阻止し、モン族の完全制圧による軍事的安定の上に立ちつつも、国内的には王族間の謀反など王位継承に不安定要因を抱えたまま王位に就いた第6代バドン王治世の初期である。同王もまた円滑な王位継承と王権の安定を企図して王位を脅かす王族や武将を排除するなど不安定要因を一掃することにより政権の安定を図る一方で、その数年後のアラカン(ラカイン)併合(1785)や2度に亘るタイ遠征(1785~1786と1786のいずれも大敗)などの動きに見られる如く、対外遠征による威信高揚により、ビルマ族を中心とし仏教徒モン、シャン及びアラカン諸族などとの連合による強力な「仏教国家」の樹立という政治的野心に燃えるバドン王の意図が窺い知れる。

以上の背景には、初代アラウンパヤー王が新たな成文法(マヌチエ・ダマタッ)の編纂を命じ、その第1章に入念なマハータマダ王伝(王権神話)を挿入せしめることによってその理想的政治の伝統を具現化しようとした。志半ばで急逝した父王アラウンパヤーのこの遺志は第6代バドン王に引き継がれ、同王による法律、政治、社会、宗教等の諸局面の改革の一環として上記の成文法への具体的な「追加規定」の挿入となって具体化した。ここに、「仏教国家」の根本原理を追求したバドン王の政治哲学が見い出されるのである。

シンポジウム報告要旨

「センサス」を「読む」：植民地国家と統治の文法

趣旨説明

小泉 順子

このシンポジウムは、「センサス」という歴史史料を「読む」ことを通して、東南アジアの植民地国家が、その支配下の人間をいかに把握・認識したのかを明らかにし、人の把握方法に反映される国家統治のあり方、あるいは構想される統治の特徴や背後のイデオロギーを考察することを目的とする。

ここでいう「センサス」を「読む」とは、いわゆるセンサスの数字を取り出し、その操作を通して、当該社会を考察することではない。まず何よりもその「誕生」(時期・契機)を問い合わせ、作成意図、

て、後者は16章から成り、また、内容的に後者には、国家組織に関する基本的重要項目(第1章第2部)、30項目に及ぶ新たな慣習法(第3章)、及び第1～15章の要約及び学識者の助言に基づく国王や裁判官の厳正な判決の重要性(第16章)が追加されており、後者が前者の異本であることは明白である。目下のところ、これら2種類以外には完全な形で現存するマヌチエ・ダマタッは見当たらない。

本発表では、上記2種類のマヌチエ・ダマタッのうち、1782年写本がバドン王の即位直後の数カ月内に制作されている事実に注目し、上記「追加規定」が何故挿入されたか、バドン王の意図を考察することが狙いである。特に、第1章第2項の規定は国王が履行すべき諸々の義務、国家や都市繁栄の条件、裁判官や証人の要件、ダマタッの重要性などを包括的に網羅している。また、新たに追加された慣習法の中で、国王を頂点とする司法行政や裁判手続きが具体的に提示され、さらには、「国王の後援を得て、サンガが仏教の布教を図る」等、国王とサンガの関係が明文化されるなど、他のダマタッには見られない重要な事項が取り扱われている。かかる意味において、1782年写本は「上座仏教国家」の構造的特徴をより明確にした斬新的な成文法であり、それ故に、その特徴を究明する上で重要な手掛かりになると考えられる。

また、上記マヌチエ・ダマタッの1782年写本が作成された時代は、アラウンパヤー王によって再興されたビルマ王朝(コンバウン朝)が同王のもと、マニプール軍を撃退し、シャン族を支配下に置き、宿敵モン族を制圧し、第3代スインビューシン王のもと、

アユタヤ王国を壊滅させると同時に4度に亘る清軍のビルマ侵略を阻止し、モン族の完全制圧による軍事的安定の上に立ちつつも、国内的には王族間の謀反など王位継承に不安定要因を抱えたまま王位に就いた第6代バドン王治世の初期である。同王もまた円滑な王位継承と王権の安定を企図して王位を脅かす王族や武将を排除するなど不安定要因を一掃することにより政権の安定を図る一方で、その数年後のアラカン(ラカイン)併合(1785)や2度に亘るタイ遠征(1785～1786と1786のいずれも大敗)などの動きに見られる如く、対外遠征による威信高揚により、ビルマ族を中心とし仏教徒モン、シャン及びアラカン諸族などとの連合による強力な「仏教国家」の樹立という政治的野心に燃えるバドン王の意図が窺い知れる。

以上の背景には、初代アラウンパヤー王が新たな成文法(マヌチエ・ダマタッ)の編纂を命じ、その第1章に入念なマハータマダ王伝(王権神話)を挿入せしめることによってその理想的政治の伝統を具現化しようとした。志半ばで急逝した父王アラウンパヤーのこの遺志は第6代バドン王に引き継がれ、同王による法律、政治、社会、宗教等の諸局面の改革の一環として上記の成文法への具体的な「追加規定」の挿入となって具体化した。ここに、「仏教国家」の根本原理を追求したバドン王の政治哲学が見い出されるのである。

シンポジウム報告要旨

「センサス」を「読む」：植民地国家と統治の文法

趣旨説明

小泉 順子

このシンポジウムは、「センサス」という歴史史料を「読む」ことを通して、東南アジアの植民地国家が、その支配下の人間をいかに把握・認識したのかを明らかにし、人の把握方法に反映される国家統治のあり方、あるいは構想される統治の特徴や背後のイデオロギーを考察することを目的とする。

ここでいう「センサス」を「読む」とは、いわゆるセンサスの数字を取り出し、その操作を通して、当該社会を考察することではない。まず何よりもその「誕生」(時期・契機)を問い合わせ、作成意図、

プロセス・方法、そして集計形態など、センサスを作成するという「行為」と手続きを読むことを指す。さらにそれを踏まえつつ、作成されたセンサスの「様式」一例えば、何を「全体」として構想し、それをどのような「部分」に分けているか、どのような項目をたて、それをどのようにカテゴライズしているかを読み込むことを指している。

東南アジアの植民地国家は、さまざまな時点で人口調査を実施してきた。こうした調査の結果は、「現実」をそのまま反映した「中立的」数字を示す「客観的」史料ではなく、その時点での統治形態やそれを支えるイデオロギーを色濃く反映し、あるいは構想された統治のための手段・道具という性格を備えていた。従って人口調査（「センサス」）は歴史性と政治性を刻印された歴史史料であり、歴史的文脈に位置づけ、様式や作成行為に埋め込まれた恣意性に自覚的にアプローチして初めてこれを「読む」ことができる。このことに無自覚のまま数字の考察に終始するのであれば、作成した統治者の意図に取り込まれ、その意図に沿った社会像を上書き・再生産することになりかねない。また、その作成方法や様式の変化も、ただデータの一貫性に対する障害とみなされてしまいかねない。

シンポジウムでは、インドネシア、ビルマ、フィリピンの事例をとりあげ、それぞれ、あるクリティカルな時点において作成された「センサス」を「読む」。国家による人の把握という問題を、徵税等を目的にした人口調査から近代的センサス（国勢調査）まで射程に入れた歴史的な幅の中で考え、その中で作成された人口調査・統計を相互に比較しながら、焦点となる「センサス」の作成背景と手続きを明らかにしていきたい。そして比較を通してみえてくる様式や作成方法の変化を切り口に、人の把握をめぐって植民地国家が構想した統治形態、理念、イデオロギーの変化・断絶・連続を読み解いてみたい。こうして改めて「センサス」を読み直すことを通じて、植民地国家統治をめぐる新たな理解と問題領域を提示することができるのではないだろうか。

近代統治制度の導入と妥協－19世紀前半のオランダの西ジャワ支配－ 大橋厚子

オランダ領東インドについて、「センサス」を読み直すことを通じて植民地国家統治を考えるとすれば、その出発点はB・アンダーソンおよび白石隆の両大家の研究となる。発表者は、この両者の創意に満ちた研究とは若干視点を変えることによって、何ものかを付け加えたいと考えている。すなわち両者が注目している時代は19世紀半ば以降の植民地期後期であり、その視点は大港湾都市にある中央政府から全国を見渡す位置にある。これに対して筆者は1) 18世紀末から1830年代までを中心とし、2) ジャワ島西部ブリアンガン地方の植民地支配の拠点である内陸小都市から、在地社会を見おろしつつ時にバタピアの植民地政府と本国とを見上げる視点を取りたい。具体的には18世紀末から1830年代にかけてブリアンガン理事州で作成された各種統計の中から人口統計を数種抜き出し、統計が作成された経緯を考察したのち、人間をカテゴライズするコラム群の変遷を検討したい。

この作業で明らかとなる人口統計の変遷の傾向は次のようである。1) 人口統計を取る目的は三つに分けられる。18世紀末から1820年代始めまでの主な目的は、植民地政府が新しい支配体制を導入する際の情報収集のための調査であり、20年代末からは、人口の増減を毎年把握するルーティンの調査となった。そしてカテゴリー数は後者において簡素化されていった。2) ブリアンガン地方では地方行政単位（理事州）内部の全人口の数え上げは既に1810年代から、そしてエスニシティ別の人口把握は1830年代から、少なくとも統治者の発想の中に現れた。ただしどこまで貫徹できたかは不明である。3) 人間をカテゴライズするコラム

プロセス・方法、そして集計形態など、センサスを作成するという「行為」と手続きを読むことを指す。さらにそれを踏まえつつ、作成されたセンサスの「様式」一例えば、何を「全体」として構想し、それをどのような「部分」に分けているか、どのような項目をたて、それをどのようにカテゴライズしているかを読み込むことを指している。

東南アジアの植民地国家は、さまざまな時点で人口調査を実施してきた。こうした調査の結果は、「現実」をそのまま反映した「中立的」数字を示す「客観的」史料ではなく、その時点での統治形態やそれを支えるイデオロギーを色濃く反映し、あるいは構想された統治のための手段・道具という性格を備えていた。従って人口調査（「センサス」）は歴史性と政治性を刻印された歴史史料であり、歴史的文脈に位置づけ、様式や作成行為に埋め込まれた恣意性に自覚的にアプローチして初めてこれを「読む」ことができる。このことに無自覚のまま数字の考察に終始するのであれば、作成した統治者の意図に取り込まれ、その意図に沿った社会像を上書き・再生産することになりかねない。また、その作成方法や様式の変化も、ただデータの一貫性に対する障害とみなされてしまいかねない。

シンポジウムでは、インドネシア、ビルマ、フィリピンの事例をとりあげ、それぞれ、あるクリティカルな時点において作成された「センサス」を「読む」。国家による人の把握という問題を、徵税等を目的にした人口調査から近代的センサス（国勢調査）まで射程に入れた歴史的な幅の中で考え、その中で作成された人口調査・統計を相互に比較しながら、焦点となる「センサス」の作成背景と手続きを明らかにしていきたい。そして比較を通してみえてくる様式や作成方法の変化を切り口に、人の把握をめぐって植民地国家が構想した統治形態、理念、イデオロギーの変化・断絶・連続を読み解いてみたい。こうして改めて「センサス」を読み直すことを通じて、植民地国家統治をめぐる新たな理解と問題領域を提示することができるのではないだろうか。

近代統治制度の導入と妥協－19世紀前半のオランダの西ジャワ支配－ 大橋厚子

オランダ領東インドについて、「センサス」を読み直すことを通じて植民地国家統治を考えるとすれば、その出発点はB・アンダーソンおよび白石隆の両大家の研究となる。発表者は、この両者の創意に満ちた研究とは若干視点を変えることによって、何ものかを付け加えたいと考えている。すなわち両者が注目している時代は19世紀半ば以降の植民地期後期であり、その視点は大港湾都市にある中央政府から全国を見渡す位置にある。これに対して筆者は1) 18世紀末から1830年代までを中心とし、2) ジャワ島西部ブリアンガン地方の植民地支配の拠点である内陸小都市から、在地社会を見おろしつつ時にバタピアの植民地政府と本国とを見上げる視点を取りたい。具体的には18世紀末から1830年代にかけてブリアンガン理事州で作成された各種統計の中から人口統計を数種抜き出し、統計が作成された経緯を考察したのち、人間をカテゴライズするコラム群の変遷を検討したい。

この作業で明らかとなる人口統計の変遷の傾向は次のようである。1) 人口統計を取る目的は三つに分けられる。18世紀末から1820年代始めまでの主な目的は、植民地政府が新しい支配体制を導入する際の情報収集のための調査であり、20年代末からは、人口の増減を毎年把握するルーティンの調査となった。そしてカテゴリー数は後者において簡素化されていった。2) ブリアンガン地方では地方行政単位（理事州）内部の全人口の数え上げは既に1810年代から、そしてエスニシティ別の人口把握は1830年代から、少なくとも統治者の発想の中に現れた。ただしどこまで貫徹できたかは不明である。3) 人間をカテゴライズするコラム

群の変遷は、18世紀末のエスニシティのカテゴリーを一つも持たない統計から、1840年代のほぼエスニシティのみで構成されるコラム群へと変化している。この変化は、オランダのプリアンガン統治の流れのなかで見るならば、この地方で18世紀末頃までに確立していた、コーヒー供出にとって実用的な人間のカテゴライズの方法を捨て、政府所在地バタビアで既に17世紀後半に採用されていたエスニシティ別人口統計の方法を導入するという、行政文書画一化の一過程であった。

以上の1)から3)の傾向は、プリアンガン地方の人口統計が、本シンポジウムで言及される地域のなかで比較的早期にルーティン化し、その中でカテゴリーが簡素化、エスニシティ化して19世紀後半に接続することを示す。しかしその一方で当時のプリアンガン地方では、エスニシティ化された統計のカテゴリーは民族の構築を促すと言うよりは、この地方で植民地収奪に実際に使用されていた人間の区分法から単に遊離して行った可能性が高い。これは植民地中央政府が1810・20年代には自由主義的な植民地支配を模索したものの、結局1830年に、強制栽培制度という、中央政府による人口の直接把握を必要としない収奪の制度を採用したことと関係しよう。人口統計のカテゴリーが民族の構築に大きな役割を果たしたとすれば、ブリアンガン地方でもやはりそれは19世紀後半以降であったと考えられる。

王朝政府の人口調査と植民政庁の国勢調査—ビルマの事例から—

伊東利勝

イギリス領ビルマでは、他のインド帝国諸州とともに、それまでイギリス本国で行われていたに倣い、1872年8月15日に最初の国勢調査が実施された。その後1931年まで10年ごとに調査が行われる。実施にあたっては、調査表や集計用紙の作成・配布など、あらかじめ綿密な準備がなされ、その日の夜、調査員がいっせいに戸別訪問をし、そこに存在する人員数のみならず、各個人について予め定められた項目に関する情報が収集された。

調査項目は訪問した住居の形態(家、船など)、家族構成、その各々の婚姻状況、性別、満年齢、出生地、宗教、母語、職業、教育程度(読み書き能力)、身体的障害からなる。年度によって人種であったものが、母語にかわり、それが母語と人種の項目に分化したりしていくことはあるが、ほぼこの項目が一貫して調査対象になる。

じつは、王朝時代も、住民の個人情報を国家が管理することは当然ながら行われていた。シッターン・サインと呼ばれる調書を地方領主から徴収するもので、ニャウンヤン朝タールン王(1629-48)の時期をもって嚆矢とするというが、それ以前からという見解もある。現在利用できるのは、主としてコンバウン朝時代の1783年、1802年に施行された全国一斉徴収時の記録である。調書は地方領主の出自や領地の地理的状況、公租の賦課方法や王務にかかる諸種の地方慣行を報告したシッターン部分と、領内の住民を世帯ごとに名前、出生曜日、年齢、大小男女の別、これにアフムダーン(王務従事者)、アティー(平民)、アラー(他所からの入り婿)、カッパ(よそ者アティー夫婦)、ある場合には人種などの情報を付したサイン部分からなる。シッターン部分は、統計化しえる性質のものではないが、サイン部分は、中央で集計し国勢の見取り図が作成された。

王室の作成にかかわるとみられる統計史料をみると、個人より世帯が集計の基礎になっており、それがアフムダーンであるかアティーであるかの区別と増減が重要関心事であり、その他の事項はいわば地方領主の専権事項であったようである。ミンドン王(1853-78)による1865年5月のタッタメーダ税導入時に、調査表にそって住民の人口、大小男女の別、各人の耕地や林地

群の変遷は、18世紀末のエスニシティのカテゴリーを一つも持たない統計から、1840年代のほぼエスニシティのみで構成されるコラム群へと変化している。この変化は、オランダのプリアンガン統治の流れのなかで見るならば、この地方で18世紀末頃までに確立していた、コーヒー供出にとって実用的な人間のカテゴライズの方法を捨て、政府所在地バタビアで既に17世紀後半に採用されていたエスニシティ別人口統計の方法を導入するという、行政文書画一化の一過程であった。

以上の1)から3)の傾向は、プリアンガン地方の人口統計が、本シンポジウムで言及される地域のなかで比較的早期にルーティン化し、その中でカテゴリーが簡素化、エスニシティ化して19世紀後半に接続することを示す。しかしその一方で当時のプリアンガン地方では、エスニシティ化された統計のカテゴリーは民族の構築を促すと言うよりは、この地方で植民地収奪に実際に使用されていた人間の区分法から単に遊離して行った可能性が高い。これは植民地中央政府が1810・20年代には自由主義的な植民地支配を模索したものの、結局1830年に、強制栽培制度という、中央政府による人口の直接把握を必要としない収奪の制度を採用したことと関係しよう。人口統計のカテゴリーが民族の構築に大きな役割を果たしたとすれば、ブリアンガン地方でもやはりそれは19世紀後半以降であったと考えられる。

王朝政府の人口調査と植民政庁の国勢調査—ビルマの事例から—

伊東利勝

イギリス領ビルマでは、他のインド帝国諸州とともに、それまでイギリス本国で行われていたに倣い、1872年8月15日に最初の国勢調査が実施された。その後1931年まで10年ごとに調査が行われる。実施にあたっては、調査表や集計用紙の作成・配布など、あらかじめ綿密な準備がなされ、その日の夜、調査員がいっせいに戸別訪問をし、そこに存在する人員数のみならず、各個人について予め定められた項目に関する情報が収集された。

調査項目は訪問した住居の形態(家、船など)、家族構成、その各々の婚姻状況、性別、満年齢、出生地、宗教、母語、職業、教育程度(読み書き能力)、身体的障害からなる。年度によって人種であったものが、母語にかわり、それが母語と人種の項目に分化したりしていくことはあるが、ほぼこの項目が一貫して調査対象になる。

じつは、王朝時代も、住民の個人情報を国家が管理することは当然ながら行われていた。シッターン・サインと呼ばれる調書を地方領主から徴収するもので、ニャウンヤン朝タールン王(1629-48)の時期をもって嚆矢とするというが、それ以前からという見解もある。現在利用できるのは、主としてコンバウン朝時代の1783年、1802年に施行された全国一斉徴収時の記録である。調書は地方領主の出自や領地の地理的状況、公租の賦課方法や王務にかかる諸種の地方慣行を報告したシッターン部分と、領内の住民を世帯ごとに名前、出生曜日、年齢、大小男女の別、これにアフムダーン(王務従事者)、アティー(平民)、アラー(他所からの入り婿)、カッパ(よそ者アティー夫婦)、ある場合には人種などの情報を付したサイン部分からなる。シッターン部分は、統計化しえる性質のものではないが、サイン部分は、中央で集計し国勢の見取り図が作成された。

王室の作成にかかわるとみられる統計史料をみると、個人より世帯が集計の基礎になっており、それがアフムダーンであるかアティーであるかの区別と増減が重要関心事であり、その他の事項はいわば地方領主の専権事項であったようである。ミンドン王(1853-78)による1865年5月のタッタメーダ税導入時に、調査表にそって住民の人口、大小男女の別、各人の耕地や林地

その他生産手段の所有状況を十戸長に調査・報告させているが、その趣旨からみてこれらが全国的規模で集計されることはなかった。いっぽうイギリス政府によるセンサスによって得られた数字は、単に県別項目別に集計されただけではなく、これらを、ある場合には外国の統計とも縦横に組み合わせつつ、ビルマの色々な姿を描き出すための資料とされた。ビルマ人の結婚平均年齢とカレン人のそれとの比較がなされたり、精神異常者はどの県やどの宗教に多くの県やどの宗教には少ないか等々。こうして政策の効率化、正統化、また民族、人為的に作られた県、宗教などの実体化とその性格付け、つまりステレオタイプ化、分断化が進められていった。

言うまでもなくステレオタイプ化は、個人を画一的に把握する方向へ進む。それまで個人の社会的分類項目が少ないとあって、ある程度まで多様性を許容していた社会が崩壊し、個人の社会的位置づけが明確になる。これは個の自立化を促進するものではない。多くの新社会集団の出現をうながし、かえって個がそれに埋没することに結果していくことになるのである。

フィリピン『1903年センサス』—アメリカ統治におけるその意味—

永野 善子

フィリピン史の文脈のなかで、ひとつの「領域国家」としての植民地国家におけるセンサスの歴史的变化過程について議論しようとする。第1に、近代的人口センサス制度がいつ頃導入されたのか、そして第2には、それが国家権力による全面的人口把握として完成された形態をとり始めたのはいつ頃なのかを確定しなければならない。

フィリピンでは、植民地政府による組織的な人口調査が最初に実施されたのは1852年のことであったが、当の植民地政府はこの人口調査をセンサスとはみなしていないかった。フィリピンの植民地政府自体が実施したと認識したセンサス(スペイン語で“censo”)は、1877年、1887年そして1896年のセンサスである。しかし、このセンサスは、われわれが一般的に国勢調査として理解するような、戸別調査にもとづく人口調査ではなかった。フィリピンで戸別調査にもとづく本格的な近代的センサスが実施されたのは、アメリカ植民地期に入ってはじめて実施された1903年センサスである。

1903年センサスの実施は、1902年7月1日にアメリカ議会で制定された法律によって定められたものである。それによると、「センサスは人口に関わる調査を実施し、すべての住民の氏名、年齢、性別、人種(race)、もしくは種族(tribe)、現地生まれか外国生まれか、スペイン語、現地の地方語(dialect)もしくは言語、あるいは英語の読み書き能力、就学状況、住居所有状況、および工業・社会関係統計、島・州(province)、町(municipality)、もしくはその他行政区画ごとのその他の情報について、可能なかぎり包括的な報告書を作成する」、であった。こうして、全国で7000人ほどの国勢調査員による戸別調査が、1903年3月2日に開始された。しかし、全国規模の人口に関わる戸別調査は、センサスの第一段階にすぎなかった。1903年センサスは、スケジュール1からスケジュール6によって構成された。スケジュール2は農業関係統計調査で、農業関係についても住民の農地保有状況について戸別調査が実施された。スケジュール3は教育と学校関係、スケジュール4は住民の死亡数・死亡率。スケジュール5は社会統計関係、そしてスケジュール6は製造業関係統計の収集が目的とされた。その結果は1905年に『1903年センサス』(全4巻)として合衆国国勢調査局から刊行された。

その第2巻が「人口」(Population)である。そこでは、フィリピン諸島の住民が、まず平定完了地区人口については“Civilized Population”)と未平定地区人口(“Wild Population”)に大別され、さ

その他生産手段の所有状況を十戸長に調査・報告させているが、その趣旨からみてこれらが全国的規模で集計されることはなかった。いっぽうイギリス政府によるセンサスによって得られた数字は、単に県別項目別に集計されただけではなく、これらを、ある場合には外国の統計とも縦横に組み合わせつつ、ビルマの色々な姿を描き出すための資料とされた。ビルマ人の結婚平均年齢とカレン人のそれとの比較がなされたり、精神異常者はどの県やどの宗教に多くの県やどの宗教には少ないか等々。こうして政策の効率化、正統化、また民族、人為的に作られた県、宗教などの実体化とその性格付け、つまりステレオタイプ化、分断化が進められていった。

言うまでもなくステレオタイプ化は、個人を画一的に把握する方向へ進む。それまで個人の社会的分類項目が少ないとあって、ある程度まで多様性を許容していた社会が崩壊し、個人の社会的位置づけが明確になる。これは個の自立化を促進するものではない。多くの新社会集団の出現をうながし、かえって個がそれに埋没することに結果していくことになるのである。

フィリピン『1903年センサス』—アメリカ統治におけるその意味—

永野 善子

フィリピン史の文脈のなかで、ひとつの「領域国家」としての植民地国家におけるセンサスの歴史的变化過程について議論しようとする。第1に、近代的人口センサス制度がいつ頃導入されたのか、そして第2には、それが国家権力による全面的人口把握として完成された形態をとり始めたのはいつ頃なのかを確定しなければならない。

フィリピンでは、植民地政府による組織的な人口調査が最初に実施されたのは1852年のことであったが、当の植民地政府はこの人口調査をセンサスとはみなしていないかった。フィリピンの植民地政府自体が実施したと認識したセンサス(スペイン語で“censo”)は、1877年、1887年そして1896年のセンサスである。しかし、このセンサスは、われわれが一般的に国勢調査として理解するような、戸別調査にもとづく人口調査ではなかった。フィリピンで戸別調査にもとづく本格的な近代的センサスが実施されたのは、アメリカ植民地期に入ってはじめて実施された1903年センサスである。

1903年センサスの実施は、1902年7月1日にアメリカ議会で制定された法律によって定められたものである。それによると、「センサスは人口に関わる調査を実施し、すべての住民の氏名、年齢、性別、人種(race)、もしくは種族(tribe)、現地生まれか外国生まれか、スペイン語、現地の地方語(dialect)もしくは言語、あるいは英語の読み書き能力、就学状況、住居所有状況、および工業・社会関係統計、島・州(province)、町(municipality)、もしくはその他行政区画ごとのその他の情報について、可能なかぎり包括的な報告書を作成する」、であった。こうして、全国で7000人ほどの国勢調査員による戸別調査が、1903年3月2日に開始された。しかし、全国規模の人口に関わる戸別調査は、センサスの第一段階にすぎなかった。1903年センサスは、スケジュール1からスケジュール6によって構成された。スケジュール2は農業関係統計調査で、農業関係についても住民の農地保有状況について戸別調査が実施された。スケジュール3は教育と学校関係、スケジュール4は住民の死亡数・死亡率。スケジュール5は社会統計関係、そしてスケジュール6は製造業関係統計の収集が目的とされた。その結果は1905年に『1903年センサス』(全4巻)として合衆国国勢調査局から刊行された。

その第2巻が「人口」(Population)である。そこでは、フィリピン諸島の住民が、まず平定完了地区人口については“Civilized Population”)と未平定地区人口(“Wild Population”)に大別され、さ

らに平定完了地区人口については、“Color”すなわち「肌の色」(“Brown”, “Mixed”, “Yellow”, “White”, “Black”)によって分類された。『1903年センサス』の本質的な人口分類基準は、“Citizenship”ではなく“Color”であり、それは1918年、1939年センサスでも“Race”という枠組みのもとで継承されたのである。

なぜアメリカ統治下フィリピンの人口センサスで、“Color”や“Race”が本質的人口分類方法として採用し続けられたのであろうか。その第1の理由は、アメリカ本国の人口センサスで“White”と“Non-White”という人口分類方式が採用されてきたため、フィリピンの人口を「肌の色」でわけることは、アメリカ本土で長らく採用されてきた人口分類法を踏襲したにすぎなかつたことである。そこで、第2に、なぜアメリカが自国の領土を超えて植民地でも同様の人種的序列にもとづいた人口把握を試みたのかについて考えると、アメリカの対外政策がその初発から国内の人種的序列イデオロギーにもとづいて展開されていたことを指摘することができる。『1903年センサス』における人口分類方法は、こうしたアメリカの対外政策のイデオロギーを体現したものにほかならなかったのである。

資料・研究短報

フランスに存在する仏領期ベトナムにおける種痘関連資料の紹介

青山志保

天然痘は、ウイルスによって生じる感染症である。1980年に世界保健機関が根絶を宣言し、現在では天然痘の脅威を感じることはなくなった。しかし、種痘が一般的になるまでは、天然痘は多くの人々を苦しめてきた。種痘(vaccination)とは、18世紀末にジェンナーが発見した牛痘(cow-pox)を用いた天然痘予防法のことである。

植民地化以前、ベトナムは中国医学の影響を受けており、故意に軽い天然痘にかかって免疫を得る予防法が伝わっていた。種痘がベトナムに伝わったのは、1820年に明命帝がフランス人医師をマカオに派遣し、種痘法を学ばせたのがはじめだと言われている⁽¹⁾。しかし、種痘は宮廷の外には広まらなかったようで、ベトナム人に対して大規模に種痘が行われたのは、ベトナムがフランス植民地になってからのことである。

フランスは、ベトナム植民地化直後から種痘を行っており、1867年にはサイゴンなどの主要都市に種痘委員会ができ、年2回無料で種痘を行った。1871年、コーチシナで、3歳未満の子供への種痘が義務付けられた。また、1878年からフランス人医師が各地を巡回して種痘を行なうようになった。フランスから送られるワクチンは、ベトナム到着時には効力を失っていることが多く、1890年代まで、種痘により生じた膿疱を天然痘未感染者へと接種してワクチンを維持していた。1891年にサイゴンに種痘研究所が作られ、動物を使ってワクチンを量産することに成功し、種痘接種者は増加した。しかし、高温のなかで長期間ワクチンの品質を保つのは困難であった。

フランス、エクサンプロヴァンスにある国立文書館海外領土文書センター(Centre des Archives d'Outre-Mer: CÁOM)には、医療関係の史料が多数残っている。天然痘および種痘に関しては、植民地省文書の一般項目に、フランスからインドシナを含む植民地に送られたワクチンの本数の記録が存在する⁽²⁾。同文書中、インドシナの“Ancien Fonds”(1800-1920)には、コーチシナ総督から海軍省宛てにコーチシナでの種痘状況を報告する文書、植民地省から当時ワクチンを製造していた医学アカデミーへの注文書、種痘に関する総督令の下書きなどが含まれている

らに平定完了地区人口については、“Color”すなわち「肌の色」(“Brown”, “Mixed”, “Yellow”, “White”, “Black”)によって分類された。『1903年センサス』の本質的な人口分類基準は、“Citizenship”ではなく“Color”であり、それは1918年、1939年センサスでも“Race”という枠組みのもとで継承されたのである。

なぜアメリカ統治下フィリピンの人口センサスで、“Color”や“Race”が本質的人口分類方法として採用し続けられたのであろうか。その第1の理由は、アメリカ本国の人口センサスで“White”と“Non-White”という人口分類方式が採用されてきたため、フィリピンの人口を「肌の色」でわけることは、アメリカ本土で長らく採用されてきた人口分類法を踏襲したにすぎなかつたことである。そこで、第2に、なぜアメリカが自国の領土を超えて植民地でも同様の人種的序列にもとづいた人口把握を試みたのかについて考えると、アメリカの対外政策がその初発から国内の人種的序列イデオロギーにもとづいて展開されていたことを指摘することができる。『1903年センサス』における人口分類方法は、こうしたアメリカの対外政策のイデオロギーを体現したものにほかならなかったのである。

資料・研究短報

フランスに存在する仏領期ベトナムにおける種痘関連資料の紹介

青山志保

天然痘は、ウイルスによって生じる感染症である。1980年に世界保健機関が根絶を宣言し、現在では天然痘の脅威を感じることはなくなった。しかし、種痘が一般的になるまでは、天然痘は多くの人々を苦しめてきた。種痘(vaccination)とは、18世紀末にジェンナーが発見した牛痘(cow-pox)を用いた天然痘予防法のことである。

植民地化以前、ベトナムは中国医学の影響を受けており、故意に軽い天然痘にかかって免疫を得る予防法が伝わっていた。種痘がベトナムに伝わったのは、1820年に明命帝がフランス人医師をマカオに派遣し、種痘法を学ばせたのがはじめだと言われている⁽¹⁾。しかし、種痘は宮廷の外には広まらなかったようで、ベトナム人に対して大規模に種痘が行われたのは、ベトナムがフランス植民地になってからのことである。

フランスは、ベトナム植民地化直後から種痘を行っており、1867年にはサイゴンなどの主要都市に種痘委員会ができ、年2回無料で種痘を行った。1871年、コーチシナで、3歳未満の子供への種痘が義務付けられた。また、1878年からフランス人医師が各地を巡回して種痘を行なうようになった。フランスから送られるワクチンは、ベトナム到着時には効力を失っていることが多く、1890年代まで、種痘により生じた膿疱を天然痘未感染者へと接種してワクチンを維持していた。1891年にサイゴンに種痘研究所が作られ、動物を使ってワクチンを量産することに成功し、種痘接種者は増加した。しかし、高温のなかで長期間ワクチンの品質を保つのは困難であった。

フランス、エクサンプロヴァンスにある国立文書館海外領土文書センター(Centre des Archives d'Outre-Mer: CÁOM)には、医療関係の史料が多数残っている。天然痘および種痘に関しては、植民地省文書の一般項目に、フランスからインドシナを含む植民地に送られたワクチンの本数の記録が存在する⁽²⁾。同文書中、インドシナの“Ancien Fonds”(1800-1920)には、コーチシナ総督から海軍省宛てにコーチシナでの種痘状況を報告する文書、植民地省から当時ワクチンを製造していた医学アカデミーへの注文書、種痘に関する総督令の下書きなどが含まれている

⁽³⁾。インドシナ総督府の文書には、種痘医の任命書⁽⁴⁾、アンナン、トンキンの理事長官とインドシナ総督のあいだで交わされた種痘普及方法を議論する書簡⁽⁵⁾などがある。さらに、1930年代にトンキンで行われた種痘の報告が、トンキン理事長官府文書にある⁽⁶⁾。

仏領期にどのように種痘が行われていたか、また、ベトナム人は種痘にどのような反応を示したかを知るには、公文書だけでは不十分である。インドシナで種痘を行っていたのは、多くが軍医で、種痘の報告を *Archives de Médecine Navale et Coloniale* や *Annales d'Hygiène et de Médecine Coloniale* といった雑誌に掲載していた。これらの雑誌は貴重な一次資料であり、種痘史研究には不可欠である。CAOMにも、*Bulletin de la Société Medico-Chirurgicale de l'Indochine*などがあるが、当時の医学雑誌は、医学部の図書館に多く保存されている。なかでもパリ大学医学部には、最も多くの雑誌が揃っている。

パリのパストール研究所にもベトナムでの種痘を知るための史料が豊富にある。サイゴンのパストール研究所は、先述のとおり1891年に種痘および微生物研究所としてスタートし、後にパストール研究所になってからも天然痘予防のワクチンを供給し続けた。初代所長カルメット(Calmette)の書簡や、インドシナのパストール研究所に関する資料は、パリのパストール研究所に保管されており、研究者に公開されている。

多くの資料が存在するにもかかわらず、これらを用いた研究は、最近になって始まったばかりである。アニック・ゲネル(Annick Guénél)は、ふたつの論文で、植民地化以前からインドシナで行われていた天然痘予防法、ベトナムへの種痘の伝播、フランス人による種痘を通史的に紹介している⁽⁷⁾。ロランス・モネ＝ルスロ(Laurence Monnais-Rousselot)は仏領期の種痘をベトナム人への医療扶助の嚆矢として高く評価している⁽⁸⁾。しかし、植民地の人々に対する医療扶助は人道的な理由からのみ行われたのではなく、筆者は種痘のもつ政治的側面に注目したいと考える⁽⁹⁾。フランスがベトナムを植民地化した時に、ベトナムでは毎年天然痘が流行していた。当時、種痘はベトナムには普及しておらず、フランスは、天然痘に苦しむベトナム人を救い、善意を示すことで、ベトナム人のフランス人に対する反感を鎮めようとした。また、種痘という優れた医療技術を通して、フランスの高い「文明度」をベトナム人に印象づけようとしたのである。

さらに、植民地で行われる医療行為は、フランス本国での医学の進歩や病気に対する考え方を反映しているのではないだろうか。フランスでは、普仏戦争時に天然痘が流行し、フランス人兵士のあいだに多くの犠牲者がでた。これに対し、種痘が徹底されていたプロイセン軍の犠牲者は少なかった。しかし、フランスでは1902年まで種痘は義務化されず、義務化すべきか否かの議論が幾度か議会で行われていた。フランスでの種痘普及の歴史と植民地で試みられたの種痘目的と成果を関連づけて考察する必要がある。

また、ゲネルとモネ＝ルスロは、インドシナで行われた種痘のみに焦点をあてているが、ベトナム以外の植民地と比較することによって、仏領植民地全体の医療政策における種痘の位置付けを明確にすることができます。そうすれば、ベトナムを含むインドシナの特殊性を明らかにすることができるのではないだろうか。

注

- (1) 詳しくは、以下の博士論文を参照。Claudia Michele Thompson, *A Negotiated Dichotomy: Vietnamese Medicine and the Intersection of Vietnamese Acceptance of and Resistance to Chinese Cultural Influence*, Ph.D. dissertation, University of Washington, 1998, 269p.
- (2) 例えば、carton 360: dossier 2164, dossier 2170, carton 365: dossier 2180 など。

- (3) Carton 326: Y30 (1)(2)(3) La Vaccination.
- (4) 例えば、GGI 10710 など。
- (5) 例えば、GGI 9790 など。
- (6) 例えば、RST NF 3810 など。
- (7) Annick Guénel, "Lutte contre la variole en Indochine: Variolisation contre vaccination?," History and Philosophy of Life Science, 17(1995), pp.55-79; Annick Guénel, "La lutte antivariolique en Extrême-Orient: ruptures et continuité" in Anne-Marie Moulin comp., L'Aventure de la Vaccination, Fayard, 1996, pp.82-94.
- (8) Laurence Monnais-Rousselot, "Autopsie d'un mal exotique à part: la variole et la vaccine en Indochine française (1860-1939)," Revue Française d'Histoire d'Outre-Mer, 309(1995), pp.505-527.
- (9) Monnais-Rousselotは、博士論文でインドシナにおけるフランスの医療政策全般について研究している。
Laurence Monnais-Rousselot, Médecine coloniale, pratique de santé et sociés en Indochine française (1860-1939). Une histoire de l'Indochine médicale, thèse d'histoire, Pris VII, 1997, 1079p.詳しくは、以下を参照。拙稿「文明化の手段としての医療-仏領インドシナにおける種痘政策」『六甲台論集(法学政治学篇)』第46巻第2号、1999年、1-15頁。

地区例会・研究会活動報告

関東地区

川島 緑・岩井 美佐紀

関東地区例会は、昨年中は東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所で、2000年以降は上智大学を会場として、毎月最終土曜を原則に開催している。

1999年10月23日

根本 敬(東京外国语大学・AA言語文化研究所)

「“血”と“地”的論理のはざまでビルマ独立と英系ビルマ人(Anglo-Burmans)」

11月27日

国谷 徹(東京大学大学院)

「19世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼汽船ルートの形成における地域的差異について」

12月18日

石井 米雄(神田外語大学)

「『タイ近世史研究序説』をめぐって」

2000年1月22日

生田 滋(大東文化大学)

「19世紀初頭のマレー半島周辺海域における海賊活動」

中部地区

馬場 雄司・宮沢 千尋

1999年10月以降の活動は以下の通りである。

1999年10月16日

森部 一(南山大学)

「タイにおける森林僧の役割をめぐって」

- (3) Carton 326: Y30 (1)(2)(3) La Vaccination.
- (4) 例えば、GGI 10710 など。
- (5) 例えば、GGI 9790 など。
- (6) 例えば、RST NF 3810 など。
- (7) Annick Guénel, "Lutte contre la variole en Indochine: Variolisation contre vaccination?," History and Philosophy of Life Science, 17(1995), pp.55-79; Annick Guénel, "La lutte antivariolique en Extrême-Orient: ruptures et continuité" in Anne-Marie Moulin comp., L'Aventure de la Vaccination, Fayard, 1996, pp.82-94.
- (8) Laurence Monnais-Rousselot, "Autopsie d'un mal exotique à part: la variole et la vaccine en Indochine française (1860-1939)," Revue Française d'Histoire d'Outre-Mer, 309(1995), pp.505-527.
- (9) Monnais-Rousselotは、博士論文でインドシナにおけるフランスの医療政策全般について研究している。
Laurence Monnais-Rousselot, Médecine coloniale, pratique de santé et sociés en Indochine française (1860-1939). Une histoire de l'Indochine médicale, thèse d'histoire, Pris VII, 1997, 1079p.詳しくは、以下を参照。拙稿「文明化の手段としての医療-仏領インドシナにおける種痘政策」『六甲台論集(法学政治学篇)』第46巻第2号、1999年、1-15頁。

地区例会・研究会活動報告

関東地区

川島 緑・岩井 美佐紀

関東地区例会は、昨年中は東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所で、2000年以降は上智大学を会場として、毎月最終土曜を原則に開催している。

1999年10月23日

根本 敬(東京外国语大学・AA言語文化研究所)

「“血”と“地”的論理のはざまでビルマ独立と英系ビルマ人(Anglo-Burmans)」

11月27日

国谷 徹(東京大学大学院)

「19世紀末の蘭領東インドにおけるメッカ巡礼汽船ルートの形成における地域的差異について」

12月18日

石井 米雄(神田外語大学)

「『タイ近世史研究序説』をめぐって」

2000年1月22日

生田 滋(大東文化大学)

「19世紀初頭のマレー半島周辺海域における海賊活動」

中部地区

馬場 雄司・宮沢 千尋

1999年10月以降の活動は以下の通りである。

1999年10月16日

森部 一(南山大学)

「タイにおける森林僧の役割をめぐって」

11月13日
原不二夫(南山大学)
「抗日戦争期のマラヤ共産党幹部」
12月11日
宮沢千尋(南山大学)
「ベトナム北部村落構造の持続と変化」
2000年3月18日
杉山晶子(東京外国語大学大学院博士課程)
「タイにおける国家発展をめぐる言論」

関西地区 早瀬晋三・岡本弘道

1999年10月から2000年3月までの関西例会の日時・発表者・題目は、以下の通りである。会場はいずれも大阪駅前第3ビル16階大阪市立大学文化交流センターで、開始時刻は13:30となっている。参加者は平均20名前後である。

1999年10月16日
葉山アツコ(京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科)
「ルソン島北部山地の棚田耕作民にみる資源利用と地域社会」
11月20日
飯國有佳子(大阪外国語大学大学院)
「ビルマ仏教女性修行者(ティーラシン)について:ヤンゴン・教学院の事例を中心に」
12月18日

籠谷直人(京都大学人文科学研究所)
「アジア通商網と近代日本」
2000年1月22日
山形眞理子
「考古学から見た林邑—サーフィン文化、中国、扶南との関係を中心に」

2月19日
富尾武弘(摂南大学)
「スマトラ(蘇門答剌)なる呼称について」
3月18日
原田正美(大阪外国語大学)
「ビルマ語の仏教典籍『称誉增大物語(Yasavaddhana Vatthu)』(1619)と現世と輪廻の両方に益する教えを巡って」

また、99年11月例会以降は科学研究費「東南アジア史研究で卒論・修論を書くための教育・研究工具の開発のための研究」の研究会と合同で開催する形となっている。発表者・題目は以下の通りである。

1999年11月20日
桜井由躬雄(東京大学)
「東南アジア史から東南アジア歴史地域研究へ」
12月18日
早瀬晋三(大阪市立大学)

「近代日本・東南アジア関係史の可能性」

2000年1月22日

早瀬晋三(大阪市立大学)

「卒論・修論指導のスケジュールについて」

2月19日

生田滋(大東文化大学)

「インド洋海域世界におけるポルトガルの活動とその史料」

3月18日

渡辺佳成(岡山大学)

「ビルマ史研究の課題と展望－前近代史で卒論は書けるのか？」

なお、関西例会の報告要旨をまとめた総集編13(1998年度)、14(1999年度)がまもなく出版される予定であり、詳細についてはそちらを参照されたい。

中国・四国地区

植村泰夫

会報前号に掲載された以降、2000年4月までのSEAF研究会の日時・報告者・題目は以下の通りである。時間は原則として14時から17時、終了後に懇親会を実施している。参加者は20名前後である。

1999年10月30日 於広島婦人教育会館

藤田英里(広島大学大学院)

「植民地期バンテンの村落行政について－村落支配層の権力構造を中心として－」

11月27日 於広島婦人教育会館

澤滋久(広島大学国際協力研究科)

「ジャカルタ・カンポン住民のクリスマス・レフォルマシ・プミラー再開発地の民衆生活」

12月25日 於広島婦人教育会館

山田直子(オハイオ大学大学院)

「戦争から独立へ1942-1949: インドネシアにおける『慰安婦』」

2000年1月29日 於広島県立生涯学習センター

植村泰夫(広島大学文学部)

「マドゥラと東ジャワ地域間交流史の試みー」

3月4日 於広島婦人教育センター

森山工(広島市立大学国際学部)

「町の名前－細部に宿るマダガスカル植民地化の力学－」

4月1日～2日(ビルマ研究会と共に) 於ひろしま国際センター

ナンミヤケーカイン(立命館大学大学院)

「ミャンマーの都市化と経済発展」

長谷千代子(九州大学大学院)

「中国雲南省徳宏タイ族の葬送儀礼に関する報告」

伊野憲治(北九州大学)

「ミャンマー国軍の政治介入の論理～『国民政治』概念を中心として～」

根本敬(東京外国语大学)

「ビルマ国民の要件：“血”と“地”的論理と”国家への忠誠”－1942年～47年英系ビルマ人の事例」

を基にー」

4月29日 於広島県立生涯学習センター

山下明博(広島大学大学院)

「東北タイのラオ人の帰属意識の変容と国民統合政策とのかかわり」

九州地区

田村慶子(第17期)

1999年12月に以下のような合同例会を開催した。

東南アジア研究会・東南アジア史学会九州地区例会・日本マレーシア研究会合同研究会

12月11、12日会場 めかり山荘

1日目

報告1 岸脇 誠(大阪市立大学大学院経済学研究科)

「通貨危機への対応 IMFとブミプトラ政策のはざま」

報告2 綱島(三宅)郁子(マラヤ大学言語学部大学院)

「キリスト教とマレー(シア)語の関係マレー(シア)語訳聖書の問題をめぐって」

報告3 鴨川 明子(早稲田大学大学院教育学研究科)

「半島マレーシアにおける労働力構造の変化と女性の高学歴化」

報告4 金子 芳樹(松坂大学政治経済学部)

「シンガポール・マレー人コミュニティの自助と自立マレー／イスラーム団体の戦略」

報告5 田中 善紀(立命館大学大学院政策科学研究科)

「シンガポールの市民社会について」

利光 正文(第18期)

2000年度第一回例会は7月1日(土)に北九州大学において土井利幸、横山豪志の両氏を迎えて開催予定。第二回は9月に別府大学にて。

事務局からのお知らせ・お願い

・東南アジア史学会研究助成基金規定 (基金の設定)

第1条 東南アジア史学会は、学会員の研究活動を推進し、東南アジアの歴史及び文化に関する研究の充実・発展を図ることを目的として、東南アジア史学会研究助成基金(以下「基金」という)を設定する。

2 基金は、学会一般会計からの繰入金と寄付金をもって設定するものとする。

(資金)

第2条 前条第1項の目的を達成するための事業に要する資金は、基金および基金から生ずる果実をもって充てる。

(事業)

第3条 基金により運営する事業は、次のとおりとする。

- (1)定職をもたない若手研究者への助成
- (2)その他、研究活動の充実・発展に関する事業

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用をはかるものとし、学会会則第6条に定める役員によって構成される委員会が管理する。

(運用の細目)

第5条 この規定の運用についての細目は、別に定める。

附則 この規定は、1991年6月2日から施行する。

1999年6月7日改定。

・東南アジア史学会研究助成基金に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、東南アジア史学会研究助成基金規定(以下「規定」という。)第5条に基づき、規定の運用に必要な細則を定める。

(基金の確保)

第2条 東南アジア史学会研究助成金(以下「基金」という。)は、主として会員の寄付金により確保・維持するものとする。

2 寄付金は、隨時受け入れることとする。

3 寄付者の氏名及び金額は、公表しない。

(研究助成)

第3条 規定第3条第1項による研究助成は、次のとおりとする。

(1) 助成対象者は、学会員である定職をもたない若手研究者(日本学術振興会特別研究員PD、DCを除く)とする。

(2) 助成は、研究大会で研究発表を行う場合の旅費の一部とする。

(3) 助成する交通費は原則として国内のみとする。支給額は鉄道運賃および特急料金、もしくは航空運賃の最も合理的な経路で最低の料金とし、会計委員の査定を経るものとする。

(その他の事業)

第4条 規定第3条第2項による事業を行う場合は、学会会則第6条に定める役員によって構成される委員会の議によるものとする。

附則(制定)この内規は、1991年6月2日から施行する。

1999年6月7日改定。

以上

・東南アジア史学会のホームページが開設されています。

<http://wwwcoc.nacsis.ac.jp/jssah/>

・会員対象のメーリングリスト「SEAML」がリニューアルされています。新しい投稿アドレスは sea@ml.rikkyo.ne.jp

です。登録をご希望の方は上記学会ホームページからリンクされた登録専用ページをご利用下さい。なお、メーリングリスト管理人のアドレスは以下の通りです。

owner-sea@ml.rikkyo.ne.jp

・会員、一般からの学会へのメール窓口として

jssah@ml.rikkyo.ne.jp

を設けました。すでに海外からのシンポジウム参加依頼等が寄せられています。

・会報へのご投稿のお願い

事務局では、『会報』の内容充実のため、資料・短報欄へのご寄稿をお待ちしております。

1.新資料に関する情報、2.探求資料の公開検索、3.内外での研究集会に関する情報や紹介、4.特定分野にかかる内外の新しい研究動向、5.研究ノート

などをお寄せ下さい。投稿方法は以下の通りです。

字数:2000字程度

〆切:毎年3月末と9月末(それぞれ4月末、10月末発行の『会報』に掲載)

※原稿は入力データを添えてご提出下さい。

・住所変更などございましたら、すみやかに事務局までお知らせ下さい。とくに『会員名簿』の記載に変更・訂正がございましたら、事務局までご一報下さい。

・転居先不明の場合、会誌、会報等、各種発送に支障を来します。ご面倒でも、転居・転勤などの通知先に、本学会事務局も加えていただきますよう、お願い申し上げます。

ムル

5

〔新版 世界各国史〕

東南アジア史

I 大陸部

石井米雄 桜井由躬雄 編
ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー（ビルマ）
の歴史を明らかにする。

東南アジア史 II 島嶼部

6228頁 本体3700円

池端雪浦 編
A4判 544頁 本体3500円

世界最大の仏教遺跡、ボロブドールの回廊浮彫を紹介した、わが国最初のカラー写真集。

ボロブドール

A4判 384頁 (写真273点)

池端雪浦 編
伊東照司著 B5判 本体35000円

著者が30年間にわたって撮影した貴重な写真を交えながら、壁画浮彫が語る宗教的意義を説く。

変わる東南アジア史像

池端雪浦 編
伊東照司著 B5判 本体3400円

3年にわたる共同研究の成果をもとに、14名の執筆者が書き下ろした東南アジア史の入門書。現在もっとも注目されている6つのテーマを柱として、東南アジア史研究の最前線から読者に送る。

東南アジアの民族と歴史

大林太良 編
A5判 本体3796円

〔世界史リブレット〕

A5変型判 本体720円

歴史世界としての東南アジア

桃木至朗
本体3796円

東南アジアの中國人社会

川崎有三
本体3796円

アジアのナショナリズム

吉田元夫
本体3796円

山川出版社

東京都千代田区内神田 1-13-13 〒101-0047
☎03(3293)8131(税別) <http://www.yamakawa.co.jp/>

東南アジア史学会会報 第72号

2000年5月発行

発行者 東南アジア史学会事務局

住所 〒167-8585 東京都杉並区善福寺2-6-1

東京女子大学文理学部史学科鈴木研究室

電話 03-5382-6371

FAX 03-3396-3203

E-Mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp

郵便振替 00110-4-20761 (東南アジア史学会)